

総務常任委員会行政視察報告書

- ・視察期間 平成25年10月30日(水)～平成25年11月1日(金)2泊3日

- ・視察先 神戸市 災害時要援護者支援(条例)について
日立製作所(日立電子行政ショールーム:サイバーガバメントスクエア)
ビッグデータから見た人口問題について
横須賀市 消防行政について
横浜市 横浜市民生活白書について

- ・視察委員 委員長 大石伸雄
副委員長 山田ますと
委員 篠原正寛
" 澁谷祐介
" たかはし倫恵
" 田中良平
" まつお正秀
" 松山かつのり
" 和田とよじ

上記の順に行政視察報告書を掲載しています。

総務常任委員会所管事務調査感想・意見等

委員氏名 大石 伸雄

調査の期間

平成 25 年(2013 年)10 月 30 日(水)～11 月 01 日(金)

調査先及び調査事項

1. 神戸市 災害時要援護者支援(条例)について
2. 株式会社日立製作所 ビッグデータから見た人口問題について
(日立電子行政ショールーム：サイバーガバメントスクエア)
3. 横須賀市 消防行政について
4. 横浜市 横浜市民生活白書について

神戸市：災害時要援護者支援(条例)について



安保危機管理室担当係長より災害時要援護者支援(条例)の概略について説明を受けた後、安保係長、真柴消防局係長、奥田保健福祉局係長から事前に送付した質問に沿って詳細な説明を受け、さらに委員より関連質疑をし、意見交換を行った。

【質疑】

- Q. 名簿の受け手 = 避難支援団体の育成と名簿を実効性あるものへとつなげるために、どのような取り組みを考えているのか？
- A. 防コミやふれあい街づくり協議会や民生委員協議会などから希望を聞いて申請をしてもらっている。
- Q. 名簿の受け手 = 避難支援団体は、名簿に記載されている要援護者との事前確認はどのようにされているのか？
- A. 申請いただいた団体に台帳を提供した後要援護者に確認していただいている。
- Q. 名簿の受け手と要援護者との事前訓練は計画されているのか？
- A. 名簿を受けた後訓練をしている。
- Q. 地域の避難支援団体は、協定以外には、特にその対象となる基準がないと聞くが、なぜ

そう決めたのか？防コミは最低条件の基準であると思いますがその点はどうでしょうか？

A . 責任者が明確に存在して、守秘義務を履行できる団体である。

Q . 支援団体には要援護者の情報を災害時に提供する、としているが、災害が発生してからどのような方法で迅速確実に提供できるのか？

A . 平時からできるだけ提供している。災害時は同意の有無に関係なく地域に提供することになっている。どのような方法でというのは難しい問題だ。

Q . 条例を発動すべき「災害」の基準は災害種別ごとに明確に決められているのか？

A . 決まっていない。

Q . 福祉避難所は災害ごとに各地域で決められているのか、また受け入れ準備（物品など）は整備されているのか？

A . 市内に特養やデイサービス等320か所ほどの団体と協定している。また地域福祉センターなど190か所については備蓄はできていない。

Q . 要援護者の少なからずは条例の趣旨を理解したり、自己申請をすることも困難であると推定されるが、この対策は？

A . 支援団体がない場合は対応できない。

Q . 条例第7条の「本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、同項の規程の適用に関しては、これらのことについて本人の同意を得ているものと推定する」について、具体的な手続きも含めて詳しく知りたい。

A . 推定同意についてはできるだけ本人の同意をとるように考えている。

Q . 条例第11条の「地域要援護者支援活動の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」について、平常時から名簿を保管していることを前提としているのか？訓練時等に利用することはできるのか？といった点も含めて詳しく知りたい。

A . 平常時から活用できるし活用している。

Q . 平成24年4月以降の同意、不同意の状況。

A . 対象者15万人であるが、申請のあった地域で3～4割程度である。

Q . 要援護者の情報を市から地域へ出す場合に市との間で協定を結ぶが、地域が独自で収集した情報の扱いはどうなっているのか？

A . 原則、市は関与しない。回答の返送先が区役所になっているものについては協力するつもりである。

Q . 条例制定によって、平常時での取り組みにどのような変化があるか？

A . まだ、条例が浸透しきっていないので、これから見極めていく。

Q . 複数の支援団体がある場合、団体によって情報の出し方の違いなどはあるのか？また「調整会議」とは、どのようなことか？

A . 違いは特にない。調整会議は、まだ開催していない。

Q . 要援護者の中に、65歳以上の単身高齢者が対象に含まれているが、間口が広すぎはしないか？

A . 特に間口が広いとは考えていない。行政データを基に民生委員の見守りデータとしても活用している。

- Q . 支援団体への個人情報の提供の方法について同意を取る方法をと、条例によってみなし同意とした理由（条例により同意を省略する方法や審議会で公共性の認定をもらう方法を取らなかった理由）
- A . 基礎データについては、個人情報審議会の承認をとっている。みなし同意については、返答できない方々に配慮した結果である。
郵送で無回答の場合は、民生委員が戸別訪問しなおかつ無回答は同意とみなす。
- Q . 防災関係部局と福祉関係部局、民間支援団体の連携について、災害時にしっかり連携できるように仕組みや平常時の活動において工夫している点
- A . 訓練などで協力関係を築いている。
- Q . 支援団体の強弱などの地域間格差について対策をどのようにされているのか。
- A . 支援団体については幅広く受け入れることにしているし、地域の中で話し合っている。
- Q . 個人情報の取り扱い(民生委員以外など) 特に本人の了解が得られない場合など
- A . 協定書のなかで担保しているし、研修会などを通じて担保している。
- Q . 阪神淡路大震災後に立ち上げられた、「地域防災コミュニティ」の概略とその現在の活動の到達点と課題
- A . 防コミについては、市として全面的に支援をしている。 防災資器材の提供 活動経費の提供 防災リーダーの養成 手引きの作成 消防団による支援
また、訓練については896回行っている。
- Q . 支援施策の実現に向けて、どのような手順で準備がおこなわれたか？
- A . ・個人情報保護審議会への諮問 行政データからの抽出は承認を得ている
・要援護者の情報収集はどのように行われたか 行政データから
・要援護者支援団体の範囲は、どのようにしたか。(範囲は広くか、狭くか)
市長が認めた神戸にゆかりのある団体
- Q . 一連手順の実行後の市民の反応はどうか？ 今後の修正すべき点と注意点は？
- A . 反応は概ねよかったと思っている。問い合わせや説明派遣があった。

【質疑を通じて得られたこと】

- 1 . 神戸市は議員提出議案で条例は成立したが、当局としてはそれまでに個人情報審議会の承認を得て約15万人のデータをエクセルベースで抽出していた。
- 2 . 国でこの度成立した改正災害基本法にほぼ盛り込まれていることから、特段このような条例が必要とは感じられなかった。

【提言】

西宮市においては、この条例は必要ないと考えるが、神戸市が推進しておられるように、局間の連携を密にして基礎データ抽出を個人情報審議会の承認を得て速やかに行き、地域にフィードバックして名簿の制度を上げる方向に進んでいただきたい。また神戸市でも指摘されているように支援団体が構築されていない地域でいくら名簿を作成しても助けに行く人がいなければ無意味であることも認識すべきである。

株式会社日立製作所：ビッグデータから見た人口問題について
(日立電子行政ショールーム：サイバーガバメントスクエア)



館内シアターなどにてビッグデータ、オープンデータの現状や自治体における活用事例の説明を受けた後、会議室にて梶浦主席研究員から「ビッグデータから見た人口問題」について説明を受けた。続いて、前田部長から「自治体におけるビッグデータの利活用」について説明を受けた後、質疑、意見交換を行った。

【梶浦敏範主任研究員プレゼン】

1. G空間×ICT推進会議

推進と課題

2. 人口問題×ビッグデータ

ネットワーク技術の進化

膨大なデータを蓄積できるようになった

これまで手がでなかった高度な計算処理や解析が可能になった

今まで見えなかったことも測れるようになった

イノベティブ・アナリティクス

見えなかったものが見えてくる

新しい視点で価値を発見できる

「今」から「未来」を予測できる

例えば、人の流れを制御することもできる

富山市の取り組み（面積 1,241.85km²、総人口 419,552 人）

コンパクトシティ戦略による都市経営の構築

・都市状況の見える化

住民基本台帳情報を地図システム上に貼り付け

高齢者分布・要支援者分布

中心部の活性化・介護施設等移設・極端な住宅助成制度

・公共交通の活性化

市内電車の環状化・LRTの整備

繁華街中心に公共スペース設置

特別割引運賃

- ・串（基幹交通）と団子（居住域）
 - 駅・基幹バス停から 500m 圏内に住んでもらう
 - 団子と団子の間を便利な公共交通機関で結ぶ
- ・歩いて暮らせる街づくり

3. まちづくりの課題と対応

都市経営を支えるデータベース

- ・環境行政支援
- ・防災行政支援
- ・道路交通行政支援
- ・公共交通政策支援
- ・都市施設管理保守支援

3次元都市地理空間モデル

- ・ダイナミックデータ：都市活動・環境情報
- ・スタティックデータ：都市空間情報
- ・スタティック&ダイナミックデータ：社会インフラ情報

4. 社会全体を強化する「Intelligence」

国力の指標は、人口・生産量・・・に加えて「有効な情報の質×量」

市場・社会のデータ 情報管理データベース 国家戦略・経営戦略・自己実現

5. ITに何ができるか

IT・データの利活用による、国民が日本経済の再生を実感できる革新的な技術や複合サービスの創造による新産業創出と全産業分野の成長への貢献

国民が健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会への貢献

公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられるように、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献

【前田みゆき部長のプレゼン】

1. データ利活用の取り組み事例

防災：川崎市 豪雨時の浸水被害の早期予測と対応

福祉：マンチェスター市 生活習慣病予防と医療費抑制

環境：札幌市 地域の省エネ推進と電力需要安定化

2. 今後のビッグデータ利活用案

交通・防災：交通状況を踏まえた人や車の移動 / 避難誘導支援

土木：公共インフラの異常発生の早期検知と長寿命化

環境：地域の環境・気象異常の早期検知と伝達

3. ビッグデータの利活用は、自治体だけでなく、住民や観光客や地域産業にもメリットを提供し、ひいては地域の発展につながる可能性がある。

【質疑を通じて得られたこと】

- 1．人口問題を考えるにあたって、ビッグデータ活用の研究のための視察であったが行政における多くの分野で利活用できることが分かった。
- 2．人口問題を考えるうえで、行政が持っているデータの活用が大事である。
- 3．ビッグデータ活用に当たっては、行政データを活用する手続きが必要。
- 4．ビッグデータ活用に当たっては、人材の育成が必要。
- 5．ビッグデータ活用に当たっては、オープンデータ化を推進することも必要。

【提言】

総合計画など西宮市の政策を考えるうえで、人口推計フレームと財政フレームがベースとなっていることは周知のとおりである。このフレームをより精密なものへより地域に根差したものと昇華するためには、行政データであるビッグデータを利活用することが必要となることは明らかである。利活用できるハード・ソフトの整備を進めていくべきである。

また、このことにとどまらず、行政データをオープンデータ化して民間活力も利用して、西宮市のきめの細かい政策に生かしていくべきであろう。

横須賀市：消防行政について



消防局中村係長より消防行政概略説明を受けた後、事前に送付した質問に沿って詳細な説明を受け、さらに委員より関連質疑をし、意見交換を行った。その後移動して、消防局舎：市民防災センターにて「あんしんかん」を見学、牛尾消防局長から歓迎の挨拶を受け、三浦市と統合して平成 25 年 4 月 1 日から運用を開始された消防通信司令センターを見学した。

【質疑】

Q．3 交替制勤務について

A． 3 交替制に移行した時期はいつですか。 平成 19 年度から実施

移行したきっかけ、理由は何ですか。 部隊員を固定化させ各隊員の役割の明確化

移行した際の増員の有無 集中改革プランで 16 名削減

メリットとデメリットは何ですか。 メリットは上記理由と日直日を利用して多隊が同時に訓練できる。デメリットはメンバーが固定するため人間関係のストレスがたまりやすい。

Q．人材育成について

A． 横須賀市のこの 5 年間の採用状況は。 平均 17 名採用

独自の人材育成方針を策定していますか。 策定している。

採用職員に対し、どのような人材育成方法を実施していますか。

- ・初任教育研修後の新規採用者研修の充実
- ・応用研修・実務研修
- ・派遣研修
- ・人事課研修
- ・危険物等専門知識の習得
- ・サービスハンドブックの周知

人材育成は、どこに重点を置いていますか。

- ・資機材取扱い技術の向上
- ・地水利の把握
- ・体力の向上

Q . 消防訓練施設について

A . どのような訓練が行えますか。 昭和59年3月完成 9833m²

- ・放水訓練、消防隊連携訓練、高層建物火災想定訓練
- ・ヘリコプター誘導訓練
- ・低所救出訓練(マンホール救助)
- ・横抗救出訓練、耐煙訓練
- ・救助技術大会種目の訓練

稼働状況は年間どのくらいありますか。 214回/年

施設活用によるメリット及び問題点

利 点：各署では実施できない放水訓練や大規模な連携訓練が実施できる。

問題点：当直部隊が訓練する場合、他隊との調整が必要。

Q . 消防団の平均年齢と勤務年数などは、どうであるか？

A . 9地区41分団。平均年齢39.2歳、平均勤務年数12.7年。

Q . 署の配置数については、どのような考えで決めたのか？

A . 消防力整備指針に定める数を合算して得られた本市の基準数13署所。

Q . 消防職員の定員の変遷はどのように考えればいいのか？

Q . 平成16年度から23年度にかけて、消防職員数が増えたり減ったりしているのは、人口の増減と関係あるのか、別の要因があるのか？

A . 集中改革プランを実施。人口の減や団塊の世代の大量退職などに対応するため、5年間で計画的に職員定数から5%の人員を削減した。

Q . さらなる高齢化の進展及び障害者の方々への配慮についてお聞きしたい。

(日々の消防対応では、市民の安否確認や高齢者搬送人員増、聴覚障害者対応などが問題となってきているが、その他に今後課題となると思われる事例は？)

A . ファックスからの119番通報、一人暮らし高齢者世帯などの対応。

Q . 従来とは異なる危険性が増えてきている。即ち危険物・爆発物・SARSのような細菌類・サリンなど化学物質等による事件等が生じた場合の対応は？

A . 特殊災害については、各種活動基準及び活動マニュアルに基づき対応している。

- ・化学テロ災害消防活動基準
- ・生物テロ災害消防活動基準
- ・放射性物質取扱施設等消防活動基準

- ・NBC災害対処マニュアル

Q . 市内の消火活動困難地区の把握とその対策はどのように為されているか？

A . 消化活動困難地域については、指定基準を定め、消火活動体制及び活動方法を各地域による警防計画において作成しています。

- ・石油コンビナート警防計画
- ・危険物施設等警防計画
- ・特殊対象物等警防計画（大規模対象物等）
- ・消防活動困難地域等警防計画（消防水利が不便な地域等）
- ・特別警防計画等（水道断水・道路工事等）

Q . 高層建物とはしご車などの能力（あるいは他機関も含めたヘリなどによる救助能力）？

A . はしご車の着梯対象である4階～11階の中高層階建築物が2026棟ある。

はしご車は40m級1台、30m級2台、15m級（屈折型）2台が配備されている。

Q . 自衛隊との合同訓練における内容とその意義について

A . 海上自衛隊と船舶火災を想定した連携訓練を実施し密接な連携が出来るようにしている。

Q . (恐縮ながら) 貴市の消防における職員不祥事(処分事案)の発生状況と対策は？

職務内容に起因するものはあるとのご認識か？(本市の不祥事の多さに鑑みて)

A . 言われているような事例は幸いない。

【質疑を通じて得られたこと】

- 1 . 面積も人口もニヤリーな横須賀市の消防力は、人口の減少に影響されるところがあるものの、基地の立地による交付税措置によって財政が豊かである。
- 2 . 職員の削減に取り組みながらも、3交代制を実現されているおり、人材育成にも積極的に取り組んでおられ、職員の不祥事もない。
- 3 . 消防力強化、人材育成のために有効な約1ヘクタールの教育・訓練施設を備えている。

【提言】

西宮市消防局も市民の安全安心のため、次の項目の充実を図るべきと考える。

総務省基準に沿った諸所の配置

総務省基準に沿った定員の増員

3交代制勤務の実現

人材育成のための訓練施設の整備

横浜市：横浜市民生活白書について

大友政策局担当課長より「横浜市民生活白書」について概略説明を受けた後、関口政策課担当係長より、事前送付の質問書に沿って説明を受けた後、関連質疑及び追加質疑を行い、意見交換し、アドバイスをいただいた。



【質疑】

Q . 白書作成の大まかな工程は？ 複数年かけての作成ですか？

A . 複数年をかけて、テーマ、データ分析等を方向性をつけて計画しています。

Q . 白書作成に係る予算措置は？ 予算額と調査や作成に要する人員数（体制）など

A . 約100万円程度で、5人体制でしています。

Q . 政策支援センターの事務分掌は？ データ分析やデータ加工（見せ方、伝え方）の専門職の方がおられますか？

A . センターの機能は、政策立案基礎情報拠点機能 政策課題の調査・研究機能 支援機能です。専門職はいない。

Q . 各種の基礎データが一元的に集まり、比較的自由にデータ加工が可能な組織体制が確保されているのですか？

A . 確保されている。

Q . 外部委託される部分はありますか？

A . 以前は外部委託があったが今はないが、デザインだけは外部委託している。

Q . 作成時、庁内の関係各部署の関与は？ 市民や地域団体等の関与は？

A . 庁内では、「調査季報」でリンクしている。「2013版」では市民や地域団体と連携している。

Q . 市民の中には、事業者（法人）や実態がつかみにくい学生、一人暮らしの若年層なども含まれます。これらの意見の吸い上げは難しいと思われそうですが、特別な対応はされていますか？

A . 特別な対応はしていないが、できる限りのヒヤリングは行っている。

Q . 議会への説明は？ 議会の関与はありますか？ 議会の反応は？

A . 配布し説明している。関与はない。反応は概ねよい。

Q . これまでの白書は、どのように市民へ配布（周知）されたのですか？ 有料・無料？ 印刷部数は？ 配布数は？

A . 3000部製作し有料で配布している。主にWebで周知しているので印刷物は多く作っていない。

Q . 白書についての市民の反応、または地域の反応は？

A . 関心を持ってもらっている。地域の反応も良い。

Q . これまでの白書の公表や活用により、具体的な業務改善や市民サービスの充実につながった事例はありますか？

A . 調査していないが、政策や地域で活用いただいている。

Q . 白書と「総合計画や各種の部門別計画等」との関係はどのようになっていますか？

A . 特には、リンクしていない。

Q . 白書は基本的な施策判断にどの程度活用されていますか？

A . 判断の材料として活用している。

Q . 主たる白書の活用範囲は？（行政のため？・市民のため？・事業者のため？ どこに主眼がありますか？）

A . すべてにとって活用いただきたい。

Q . 白書の今後はどうなりますか？（発行の評価あるいは最終の目標と現在の到達点など）

- A . センターの市民向け発信として今後も続けていくと考えている。
- Q . 2006白書は編集・発行において特徴的 なぜその流れになったのか？
・多様な協力団体、市民との協働編集 ・神奈川新聞社との協働発行
- A . 中田市長の時代であり当時の市にとっての重要テーマの位置づけでそのようになった。
- Q . データを活用し現状を捉え政策を展開しているが、この白書のねらいは？
- A . あくまで市にとって時代を反映したセンターの研究成果である。
- Q . 定期的に発行されているわけではないようだが、発行年におけるテーマの絞込みと内容については、どのように選択されているのか？
- A . 市長の方針とセンターの考え。
- Q . 定住するかしないかの理由の大きな一つに交通の利便性が挙げられているが、交通不便とされる地域で利便性の向上で取り組んでいる事例はあるか？
(交通が便利だから住み続ける、不便だから転出する)
- A . コミュニティバス(住民運営)の活用
- Q . ずばり、これから同じような白書をつくらうとする自治体に向けて、気をつけるべきところを助言いただけますか。
- A . 250mメッシュでより細かくエリアを分けてデータを分析
人口推計は、積み上げ方式ではマクロ的に推計するのは難しい。
アナリストは、外部から招聘。大学とも連携。
政策を特徴づける最小単位(コミュニティ)は中学校区。
連合自治会や地域包括支援センターのエリア
オープンデータの活用指針を作る。分野横断的。市民目線。
実際に公開しているデータについては、アプリを作って公開する。
統合GISの活用
民間との連携が大事

【質疑を通じて得られたこと】

- 1 . 広い市域は、エリアごとにすべての分野で異なった特性があることを前提により細かなエリアに区切ってデータを分析されている。
- 2 . 外部からもアナリストを招聘されたり、大学と連携されたり、市民や地域団体との連携が確実になされている。
- 3 . 行政データ(ビックデータ)を政策に活用され、積極的にオープンデータ化することによって民間の活力も取り込んでいる。
- 4 . 政策局の中に、政策支援センターというプロジェクトチームが存在し、市全体の政策立案の基礎資料を提供している。

【提言】

西宮市政策局の中に、プロジェクトチームとして政策立案基礎情報拠点機能や政策課題の調査・研究機能、また政策立案にかかる基礎情報・政策情報の提供など情報発信や相談、研修、研究会の開催などの支援機能を持たせた政策支援センターを創設すべきと考える。

委員会行政視察報告書

委員氏名 山田 ますと

委員会名：総務常任委員会

調査期間：平成 25 年（2013 年）10 月 30 日（水）～11 月 1 日（金）

調査及び調査事項

神戸市 災害時要援護者支援（条例）について	10/30(水)	10:00～12:00
日立製作所 ビッグデータから見た人口問題について	10/31(木)	09:20～11:50
横須賀市 消防行政について	10/31(木)	14:30～16:30
横浜市 横浜市民白書について	11/01(金)	10:00～12:00

報告及び所感等

1. 神戸市 災害時要援護者支援（条例）について 10/30(水) 10:00～12:00

【調査報告】

神戸市では、支援を推進していくための条例「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」が制定され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。

この条例は、個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供について、「推定同意」の観点を盛り込んでいます。

「本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものと推定する」とした点です。

この条例により、要援護者支援リストは、大別して「同意、推定同意、不同意」の三種類存在することになります。

要援護者支援団体と行政との共有名簿は通常は の本人が同意した名簿のことですが、神戸市では、 の本人が同意した名簿と の本人から 不同意の確認が取れていないため同意したとみなした名簿の二種類が存在しています。

推定同意を本人同意とみなし個人情報を名簿化するのには、問題があるのではないか？との意見に対しては、「一度のアンケートに反応が無いだけで、即同意したとは、みなさない」とのことでした。

アンケートの再送や直接訪問や面談などを行い、出来る限り本人の意思確認を行なうようにしているとの説明でした。

推定同意（みなし同意）を導入した理由としては、「反応できない人こそが一番支援を必要とする人であるはず」との認識から判断されています。

要援護者支援団体（以下：支援団体）とは、要援護者支援の取り組みを災害時だけでなく、平常時から組織的・継続的に進めていくための基盤になる支援母体のことです。

支援団体に対しては、災害時の避難支援や事前の避難計画を立てるためにも事前に名簿を共有することになっていますが、この名簿を管理する条件について、市と協定を締結することを義務付けています。

「防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、地区民生委員・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会、神戸市婦人団体協議会、神戸市（各区）社会福祉協議会、友愛訪問ボランティアグループ、神戸市老人クラブ連合会、まちづくり協議会など」が支援団体として想定されます。

現在、支援の手を上げている支援団体は、24 団体です。

神戸市では、上記の想定団体に限らず、マンション単位や公営住宅の自主運営単位など、支援団体の幅を広げ、少しでも多くの団体との協定を締結する方針を持っています。

課題は、「名簿の受け手となる要援護者支援団体」が手を上げなければ、名簿を提供することも要援護を希望している方がいても支援することができない事です。

要援護者とは、障がいのある方、介護が必要な方、65 歳以上の高齢者単身世帯、75 歳以上の高齢者世帯、難病疾患、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方としています。

65 歳以上の単身高齢世帯を加えた理由は、民生委員の見守り台帳をベースにしたとのことでした。

【所 感】

災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者などの名簿をあらかじめ作っておくことを市町村に義務づける災害対策基本法等の一部を改正する法律が 2013 年 6 月 21 日に施行されました。

災害時に助けが必要な一人暮らしの高齢者や障害者などが、誰で、その方がどこに住んでいるか、地域の方もわかっていないという事情があります。そのため、災害時、避難の呼びかけや支援が届かず逃げ遅れた人がいました。

東日本大震の犠牲者のうち、65 歳以上の高齢者の割合は、およそ 6 割に達しています。また身体や精神などに障害のある人たちの死亡率は、住民全体のおよそ 2 倍と聞いております。その解決のための第一歩が“名簿”となるわけですが、なかなか“名簿づくり”は進みません。その大きな要因は、個人情報保護との関係です。それは、「家族の病気や障害を地域の人に知られたくない」との気持ちが働くからです。災害時に救助を希望する方でも、周囲に個人情報が知られるのには抵抗があります。だから、その名簿の扱いに配慮した上で、誰もが安心して納得のできる管理と対応が求められています。

この度の、災害対策基本法の改正では、発生時を想定した個別支援・行動計画を細かく決めて事前に訓練することなどが明記されました。

法律の趣旨から言えば、

自治体は、平常時から、地域で高齢者や障がい者等の災害時要援護者を支える態勢を整備しなければならないこととなります。

すなわち、名簿作成を進めるとともに、支援の仕組み、避難支援者(支援団体)の育成に着手しなければなりません。具体的には、「平常時からの見守りとともに誰が誰を助けるのか」態勢を整える必要が出てまいりました。

【本市への提言、要望】

1. 災害時要援護者名簿の作成及び更新及び管理は、健康福祉局が主導的に行うこと。
2. 支援団体の育成のため、「自主防災組織を核とした神戸市における防災福祉コミュニティの様な団体の育成」を支援すること。
3. 支援団体の対象に「公営住宅の自主運営単位、マンション管理組合単位など」対象を広げること。
4. 災害時の対応を可能とするため、平時から地域での高齢者や障害者を支える態勢を整えること。

2. 日立製作所 ビッグデータから見た人口問題について 10/31(木) 09:20~11:50

【調査報告】

今回の調査では、ビッグデータといわれる膨大な情報を取得し、蓄積し、分析・解析し、公共の分野での利活用を推進する先進企業を視察先に選び、どのような情報を取得し、蓄積し、分析すれば、まちづくりに活用できるのかを学ぶことができました。

事例として

「人・車交通量データを分析し交通需要シュミレーションを行い、道路交通などのインフラ政策に活用する」「埋設物管理、道路保守管理など都市のインフラ整備を考える」「降水量・流量・排水量のデータから洪水シュミレーション、浸水シュミレーションを行い防災減災対策を行う」

「住民基本台帳情報を地図システムに貼付け、高齢者や要支援者、災害時要援護者分布を確認することで、公共施設の適正配置や高齢者移動支援や住宅政策などの施策を検討する」

「人・車の動体調査データを元に観光ルート整備を行う」その他「環境行政支援」等々。

【所 感】

あらゆる事象をデータとして取得できる時代になってきました。

その結果、現状分析から未来を予測できるようにもなりました。

これまで、見えなかったものが見えるようになってきたとも言えます。

メリットは、膨大な情報をデータ化することで、今まで気づけなかったことを発見でき

るようになったこと。それは、データを分析することで、帰納法的にそこから何らかの予測や知見を見つけ出すことができるからです。

しかし、対策となる答えを導くにはどのような情報を分析すればいいか分からなければ、膨大なデータを活用することもできません。

デメリットは、取り込むデータによって、導き出される答えは違ってきます。

また、分析の手法により意図的に答えを操作することも出来ます。

データを活かせる有能な人材と部門が必要だと感じました。

【本市への提言、要望】

1. ビックデータを分析し施策を立案するセクションの設置を検討すること。
2. 地図上に人口分布を貼付け、公共施設の適正配置や住宅政策や高齢者支援など、地域の実情に合った事業施策に活かすこと。

3. 横須賀市 消防行政について

10/31(木) 14:30~16:30

【調査報告】

平成 22 年度から平成 24 年度にかけて消防ポンプ車、救急車及び特殊車両の台数、適正配置数、人員について、検討、見直しを行い、消防力の整備指針上における市の基準を明確にしています。(人口 42 万人、市域面積 100.71Km²)

消防職員数 436 名(女性 12 名)、平均年齢 40.47 歳

消防署所数の整備について

市域は、西宮市とほぼ同じ面積、人口は、西宮市が、6 万人ほど多い。

横須賀市の署所数は 13 署所で、基準数も 13 署となっています。

西宮市は、8 署所です

横須賀市と三浦市では 119 番通報の受付、消防車と救急車の出動を指令する消防通信指令事務について、平成 25 年 4 月から共同運用を開始しています。

三交代制導入について

災害対応力の強化をはかるため、3 交代制を導入しています。

理由は、部隊員を固定化させることで、各隊員の役割分担を明確にすることができます。

人員基準数と現状について

消防ポンプ車、救急車、救助工作車、指揮車に対して、

基準数 487 人 現状 359 人 充足率 73.7%

全ての職員を含めると、基準数 584 人 現状 436 人 充足率 74.7%

西宮市 基準数 619 人に対して、408 人。充足率 65.9%

【所 感】

消防力について、

署所配置数×職員数×車両数×隊員スキルの掛け算が、そのまま消防力につながると考えます。また、機動力と救助力が消防力に付加されると思います。

人命に関わる重要な任務であればこそ、平時から弛まぬ総合的な訓練が肝要だと思います。

【本市への提言、要望】

1. 総合的な消防訓練センターの設置を検討すること。
2. 署所配置数の増設をおこない、100%網羅できる体制の整備を検討すること。
3. 救助力の向上のために、データを分析し改善に向けた検証を行うこと。
4. 三交代制の導入を検討すること。
5. 消防力の整備指針上における市の基準を再考すること。

4. 横浜市 横浜市民白書について

11/01(金) 10:00~12:00

【調査報告】

政策支援センターが発行責任者

政策支援センターは、客観的データを元にした独自の政策立案能力の強化を図ることを目的として、政策課政策支援担当がその事業を担っています。

機能は、社会や市民生活の動向に関する基礎的データの収集・分析

政策課題の調査研究、調査研究を通じ外部資源と連携

情報の提供と発信や相談

- ・地図を使った情報共有、統計等を使用した地域分析、その他 GIS に関する相談
- ・調査統計データに関する相談

横浜市では、横浜市民の生活の現状と課題を把握し、横浜の都市としての魅力と課題を市民と共有化するため、昭和 39 年から 3~4 年ごとに「市民生活白書」を発行しています。その発刊の趣旨によれば、「市民の生活環境の整備に力点を置くならば、市民の声を市政に反映させていかなければならない。そのためには、市民生活の現状や課題を客観的かつ科学的な把握による裏づけがなければならぬ」とあります。

今回の視察では、「2013 年度版市民生活白書」を資料として調査しました。

第 1 章は、人口 369 万オール横浜を、国勢調査などさまざまな統計調査のデータから分析し、市民生活の変化や横浜の都市構造の現状を示しています。

第 2 章は、アンケート調査やグループインタビューから、市民の暮らし方、働き方や生

活課題を、10の市民像として描き、課題を分析し、解決策を示しています。
第3章は、市民自らが暮らしやすい地域を実現するための活動事例を紹介し、「暮らしやすい地域社会とは何か」を考える材料を示しています。



【所 感】

この白書は、行政が施策事業の展開に活かすために作ったものではなかった。
「市民の目線で、地域のまちづくりを考える」ための市民への提言書でした。
まず初めに、地域の現状や課題から、研究テーマを決め、次に、各種データを収集し、分析し、そこから対策を示しています。
地域ごとのデータは、統計データだけに頼らず、職員が地域に出向き、市民アンケートや意識調査を行い、歩いて集めたもので、現場を知る提言書となっています。

【本市への提言、要望】

1. 客観的データを元にした独自の政策立案能力の強化を図るため政策支援担当部署(仮称)の設置を検討すること。
2. 政策課題の調査研究を目的に、外部資源(研究機関、大学)と連携を図ること
3. 全庁的なGIS活用を推進すること。
4. 地図を使った情報共有、統計等を使用した地域分析を行い、地域の実情に合った高齢者施策や地域格差を是正する施策を立案すること。

以 上

平成 25 年度委員会所管事務調査感想・意見等

総務委員会 篠原 正寛

1. 災害時要援護者支援（条例）について（兵庫県神戸市）

概要

総務委員会本年度施策研究テーマのひとつが「災害時要援護者支援について」である。東日本大震災以来、更に一層災害や防災に対する意識は高まり、地方自治体においても様々な災害想定や避難計画を起草し、開示するようになったが、災害の想定をはっきりと打ち出せば打ち出すほど、付帯する問題にどう対処するのかもまた、際限なく広がっていく、という宿命を持つ。このうち、最大の壁は個人情報保護とのすり合わせ、そして援護を望む意思、対応可能な規模や人員の確認や調整であろう。



神戸市は本年4月より議員提案で本条例を可決、施行した。特徴的なのは議員提案であること、

そして災害時の援護を明確に希望しなかった場合でも、非常時にはいわゆる「みなし承諾者」として援護者の情報を支援団体に提供できる、としたことである。（この両者は関係性があると考えられる）

本市がこの施策を推進していく場合、やはり個人情報の壁や、地域がどこまで役割を果たせるのかなど、実働に向けた課題は山積している。この部分に漸進的な手を打てなくば、どのような条文や資料を作成しても「絵に描いた餅」となる。

研究テーマを考察するにあたり、先駆的条例やその精神を学び、活かすことが不可欠との判断から、当地を訪問することとなった。

感想・意見等（質問した項目など）

事前資料の精査と現地での説明を受け、以下の点について質問した。なお、委員会にて事前質問を募集し、その数は23問にのぼるが、他の委員と重複するので自己の質問と答弁を中心に記載する。

1. 支援団体には要援護者の情報を災害時に提供する、としているが、災害が発生してからどのような方法で迅速確実に提供できるのか？

条例は本年4月施行であり、率直に言ってまだ定まっていない、とのことである。イメージとしては非常時に自治会、消防団、民生委員に提供されるとのことであるが、その時点で稼働しているインフラを使って、例えばメールであるとか、ファックスであるなど、また最悪では人海戦術に頼る場合もあると思う。この点に関して再度質問したが、具体的なシミュレーションには至っていなかった。要援護者のデータはおもに福祉事務所で保管しているが、確認したところ独自のシステムではなく汎用ソフトを使って作成されているとのことなので、うまくすれば迅速に取り出すことは迅速な提供の可能性も見いだせる。本条例は多箇所にとわって具体的方法が未整備の部分が見受けられるが、本件

も根幹として重要な部類に入るものと思われる。

2. 条例を発動すべき「災害」の基準は災害種別ごとに明確に決められているのか？

これも現在のところ明確に定められてはいないとのことである。大災害であれば号令をかけずとも自動的に発動であろうが、局地的なものや曖昧・微妙なレベルの場合には混乱をきたす可能性は残る。

3. 福祉避難所は災害ごとに各地域で決められているのか、また受け入れ準備（物品など）は整備されているのか？

災害の種別によって海沿いや山沿い、川沿いなど危険度が異なるので、福祉避難所は万能なものではなく、災害種別によって分類しなければならないのではとの質問に対して、現在分類されてないが、すべての避難者は一旦、広域避難所に行ってもらうので、そこで時間を得て最善の選択ができるとのことである。また物品については、データ上は足りていても実用に耐えない位置にある、あるいは状況にある、また必要な備品が偏っているなどの詳細を検証するまでには至っていない。これは本市でも同じであるが、定期点検的な対応しかないものと思われる。

4. 要援護者の少なからずは条例の趣旨を理解したり、自己申請をすることも困難であると推定されるが、この対策は？

理解や申請の促進方法について、また意思表示困難者への対応についてはまだ確立されていないとの回答である。確かに、自己申請のあった人以外も対象に加えようとするなら最も難しい問題で、一軒ずつきめの細かい対応を図るしかないのかもしれない。

総じて言えることだが、我々もこの条例ができたことによって、今までと異なり急激に、ずいぶん多くの災害時要援護者が救われるようなイメージを持ちがちであるが（その観点から矛盾があるとの指摘をしがちであるが）冷静に考えればそのようなことは幻想であり、災害によっては多少、それがなかった場合に比べて助け合い行為が増加し、結果救われる人が増える、という効果であると割り切ることが必要なのかもしれない。

その他の質疑及び西宮市との比較（参考とすること、取り入れるべきこと及び提言等について）通常はこのような大規模な行動を要する、多岐にわたる条例の場合、3～5年での見直し条項が付帯される場合が多いが、見直しについて何か定められているのか確認したところ、前述の通り議員提案による条例であるから、条文にない以上、具体的な想定はなく、議員が作成したものを当局が改正できるのか、そのあたりのすり合わせも必要とのことであった。今後、議員提案による条例制定が増えると仮定すれば考えておかねばならない事項であろう。

さて、本市と比較した場合であるが、第4次総合計画の中間見直しにおいて災害時要援護者に関する記述が加筆され、今後本市もこの問題により強く取り組んでいくことは間違いなく、時宜を得て総務常任委員会の施策研究テーマにも選定されたところである。

本市はこの過程で条例化に取り組むべきであろうか？この答えは、視察で交わされた最後の質疑にある。

この条例を作った最大のメリットは何か、議員提案でなければ当局としてこの条例を制定したか、との質問に対して、災害時要援護者に関する法律が改正され、条例で定めるもののほとんどはすでに網羅されている。良かった点は、条例化によって広報・啓発できる機会が増え、注目度が増し、結果的に条例の精神を助長するものとなること、それは条例化をしない場合の個別施策よりはるかに高いことである、との回答があった。つまり、本条例と同等の内容であれば後追いで条例化するメリットはあまりなく、対象法で足りる。通常そうであるように、法律に上乘せ、あるいは横出しで価値を高める部分を見つけたとき、条例化を図るべきであろう。そのためには法律を当地によく当てはめ、何が足りないか、

何が現実と乖離しているかを検証し、これを補うものを探す必要がある。

また、本条例は施行から日も浅く、細部では実働のためにまだまだ詰めなければならない課題が多く見受けられる。これらについては、その条例化の有無にかかわらず、本市ならどうするのか徹底的に検証し、絵に描いた餅にならない、実行可能な計画になるよう、誘導が期待される。その際の根幹に据えるべきは、この施策や条例であまりにも多くの災害弱者が救われる！という幻想を排除し、各自が少しずつ努力することによって救われる命がまだある、という原点をすべての関係者が共有する必要がある。

2. ビッグデータから見た人口問題について（港区 日立電子行政ショールーム）

概要

当委員会研究テーマのいまひとつは人口問題である。「人口問題」という言葉は曖昧でいかようにも捉えられるが、本テーマでいう人口問題とは、要するに市内のエリアごとに人口の規模と構成がどうなる



かを可能な限り予測し、エリアごとに何に備えなければならないか、あるいは何を防がねばならないかなどの問題を抽出することと、同じデータを使って歳入を予測し、できればかかる費用と歳入の比較も可能とすること（総じて言えば未来をコントロールすること）であり、そのための端緒をつけるのが施策研究テーマの目的であると理解している。

これは簡単なようでいて、つい最近まではできないことであった。しかしICT関連技術の目覚ましい進化により、ローコストで、例えば地方自治体が保有する膨大なデータを活用し、見えないはずの未

来が見えるようになるかもしれない、そのような時代が到来したのである。（ちなみに説明によるとおおむね5年ごとにITにかかわる費用は十分の一になっている、逆の言い方をすれば同じ費用で十倍のことができるようになっている、とのことである）ちなみにビッグデータとは通常、SNSやネット通販など毎日何千万と発せられる情報から様々な傾向を読み取り、おもにビジネスチャンスへとつなげていく発想であるが、その活用は必ずしもビジネス社会に限られるものではない。当施設はサイバーガバメント（人工・電子政府）と称し、国や地方自治体自身がかかえる膨大な住民情報をどのように活用できるかについて研究開発及び展示を行う機関である。委員会のテーマを考える上で、これに劇的変化をもたらすかもしれない新しい考え方を理解・吸収するため、当地を訪問した。

感想・意見等（質問した項目など）

先方のシステムや活用例の見聞が主な流れであったが、以下一点のみ質問した。

1. **単純で全体的な人口予測（平均寿命や合計特殊出生率を加味しただけのもの）ではなく、地域特性や用途地域などを用い、かつ日々の変化にも対応したパーソナルでオーダーメイド的な人口予測はできますか？**

理論上はできるとのことである。ただし、現在の環境でどのくらいのコストがかかるか不明であり、コストパフォーマンス

ンスから見て難しいかもしれない、とのことであった。これは市町村が単独で行うより、国が一括でシステムを作り、希望に応じてデータを自治体に提供した方が効率的との意見であったが、フレキシブルで小回りの利くシステムであるなら同感である。

西宮市との比較（参考とすること、取り入れるべきこと及び提言等について）

情報技術の発達はまさに日進月歩であり、数年前では想像できなかったことが実用化されていることにあらためて驚く。自治体はそのまちや住民に関する情報の宝庫であり、原始の情報は現在もほぼ目的のみのために収集され、あるいは蓄積され、複合的に活用されることはない。これはあたかも価値の高い副産物に気が付かず、大量に廃棄しているようなものである。

これらを組み合わせて何を見出すか、進化した統計学でも言えようが、まず、どのような情報が欲しいか（たとえば都合が悪かろうと本当に見たいか）考えることから始めなければならない。



情報技術とはある意味、精度の高い未来を見ることである、と言える。そして行政のする近未来予測は分野が何であれ、ほぼ十中八九外れる。この原因は様々だろうが、ひとつには古典的・横並び式予測手法しか持たないことがあると思われる。横並び、であるから結果がどうであれ安心できる。

また、予測の精度を実はたいして求めていない、という側面も見て取れる。目の前の資料を、議案を、説明を乗り切ることが仕事であり、自分が見ないかもしれない現実の未来にはあまり関心がなさそうである。そして自分も、そのようにして過去に予測された未来、つまり「今」の修正を強いられているのであるから、それは先の方が考えればよい、という組織文化的ルーティンもあるだろう。

情報技術の発展と普遍化は、その文化に革命をもたらす可能性がある。なぜなら、この庁内の文化とまた別の話であるが、市井において、税金は常に無駄遣いされている、と固く信じられており、権力者が気にし、媚びなければならない強欲な財界、利己的な労働組合、偏狭な市民団体、地元の有力者や正義の小旗を振り回すマスコミ・・・なんでもいいが、要するに多くの人は漠然としたものも含め、誰かのエゴで政治が、つまり税金の分配が歪められていると感じているがゆえに、たいがいの政策には何か裏があるものとクレームが付き、その根拠となる数値や予測は常にお手盛りとのバイアスがかかるのである。（本当にそういうことがあることもまた現実であるが、それが自動反応のように過大に見積もられているという側面もあるということ）

客観的な情報技術の発展は、特に近未来の予測について「誰の味方でもない」客観性を発揮し、首長にも議会にも市民にも、嫌々でも共有せざるを得ない現実を突きつけることができる。

もちろん、誰も自己に、あるいは自己を涵養する者たちに有利であれという利己心はあり、これが一定程度抑えられなければ活用もまた、難しいということにはなるが・・・

前置きが長くなったが、本件の本質であるビッグデータから見た人口問題について見解を述べたい。社会保障関係費用が際限なく増加していく少子高齢社会にあり、また高度成長期につくられた、いわゆる箱モノや社会インフラが一斉に更新時期を迎えるダブルパンチの中、どのように持続可能な地域社会を維持していくのか、は長期的であまりにも重要な課題である。ショールームでも見られたコンパクト

シティやスマートシティ（スマートグリッド）への転換、コミュニティパワーの活用、増税や歳入増への道筋、政策における本当の取捨選択（自治体の言う取捨選択には往々にして「捨」がない）等々、複合的に推進していくしかないのだが、政策の方向性の根幹となるのが精緻な近未来予測である。議会や、住民や、あるいは庁内の理解を得ること、説得していくこと、その作業のためには「この地区はこうなります、故にこうします（あるいはこれをやめます）」と言えるための、前述の疑いを持たれない冷徹な客観性が不可欠であり、それは国や県に聞かずとも、自分たちが日々収集している膨大なデータを科学的に加工することで得られるのである。

一朝一夕にはできないであろうが、まずは自己の保有するデータの活用について描き始めること、また市内を中学校区程度に分けて考え、定点観測を始めることから考えてみるべきではないだろうか。そしてそのために、データの活用について考える部署や担当が設置されるよう、望みたい。

3. 消防行政について（神奈川県横須賀市）

概要

本年度総務常任委員会の研究テーマに「西宮市の消防力について」がある。消防力とはなにか？様々な表現ができようが、要するに、その都市の人口、地形、特徴などを加味したうえで、救急、消火、事故、災害その他、平均的に求められる能力を提供できるか？という一語に尽きる。

本市ではどうか？物量的な充足度は図れるが、それが十分に行き渡る体制に、それも永続的にそうできる体制になっているかどうかは簡単に推し量れない。

また、近年の問題である不祥事発生連続は、偶然であるのか、それとも勤務の中にそれらを誘発する因子が隠れているのか、についても十分に検証する必要がある。これらを考えるに当たっては、当然本市の中だけではなく、他市はどうか、特に類似規模の自治体はどうか比較視点を持つことが有効であると考えられる。そこで、人口や都市規模が本市と近い同市を訪問し、消防行政の在り様について調査することとなった。

感想・意見等（質問した項目など）

以上の概要と事前資料の精査、現地での見聞を交えて以下の質問をした。

市内の消火活動困難地区の把握とその対策はどのように為されているか？

狭隘な地区や様々な理由から消防力が行き届かない可能性がある地域についてはやはり研究されており、例えば狭隘地区における消防ホースの連結想定訓練などが行われているとのことである。本市でも考えられていると思うが、いわゆる弱点を探す、つまり「ここで火災が発生したらまずい」という目で市内を点検し、それをどう克服するか想定してみる必要性を感じた。

高層建物とはしご車などの能力（あるいは他機関も含めたヘリなどによる救助能力）は？

視察前日のニュースで東京都が高層建物火災時の住民避難において、今後非常用エレベータを活用する方針であることが報じられた。建築基準法その他によつてはしご車の能力を超える高層建物については様々な防火、被害軽減のための措置が施されているが、海外まで含めると高層建物の火災で煙に巻かれて死亡するなどの事例も散見される。大丈夫、なはずであるが、前述の弱点探しと同様、高層建物のひとつひとつについて迅速に非難・救出することが可能かどうか、想定してみる必要性を感じる。

自衛隊との合同訓練における内容とその意義について

ビッグレスキューという県主催の大規模防災訓練における合同訓練であった。確かに市単独で自衛隊との合同訓練を実施する機会を得ることは難しいが、図上訓練の発展型や大規模訓練などの機会をとらえて互いの意思疎通・役割分担について確認する機会を模索するべきだと思う。

（恐縮ながら）貴市の消防における職員不祥事（処分事案）の発生状況と対策は？職務内容に起因するものはあるとのご認識か？（本市の不祥事の多さに鑑みて）

ご当地では特に不祥事が続発していることもなく、よってあまり考えられていないようであった。ただ、職員のメンタルケアなどの機会を充実させ、病的な意味でのケアだけでなく、不祥事の因子も含めたトータルケアを心がける必要性については認識されているようである。

西宮市との比較（参考とすること、取り入れるべきこと及び提言等について）

比較検討の全体像としては、特に他市と比べて本市の課題とすべき事項があるとは認められなかった



が、もう少し様々な事例を比較検討する方が有効かもしれない。

やはりどこの消防も留意すべき課題は類似しており、したがってその取り組みを研究することが本市消防力の質向上に寄与すると思われる。

例えば消防車が入りにくい狭隘な地域は把握されているが、その中でもどの地点であればどのように消防水を確保するかなど、より細かい想定がマニュアル化されているのか再確認が必要である。

また阪神大震災後増加した高層住宅について、法律の要求を満たしていることは間違いなからうが、その低層、中層、高層階それぞれで火災が発生し、煙が大量に流れた場合を想定した避難訓練が行われているのか、消防はそれを把握しているのか、本市でも非常用エレベータの活用は有効かなど、時間はかかっても一棟ずつ精査する必要について再度検討していただきたい。

国民保護法に基づく会議体や訓練は本市において、率直に言えば機能してはいない。これは所管外であるので難しいが、消防の方からこれらを促す可能性をも期待しつつ、近隣市に第3師団の普通科連隊が駐屯しているのであるから、円滑な災害対応のため、その交流を活性化させて欲しい。

さて、不祥事の連続発生因子についてはまだ調査もされておらず、やはり考え続けなければならない課題であると思う。ひとつには因子など実はなく、長い消防の歴史から見れば偶然連続しただけ、という可能性もある。しかし、変わりつつある世代の中で、事象は昔と変わらなくても人の気質の変化によって因子と化してしまうものもある。実態の見えない、まさに雲をつかむ話であるが、事件には関連性がなくても因子として共通のものがあるのか、ないのか。もうそうそう起きなからうという思考停止ではなく、解明に努めるべきであると思う。綱紀肅正も結構であるが、不祥事と関係ない大多数の職員に無用の負担を背負わせることに積極的意味はない。犯罪心理や危機管理の専門家などのアドバイスも得て、平素職員が感じていること、考えていることについてアンケートを行うなど、とにかく動いてみるこの方がよほど建設的である。

4．横浜市民生活白書について（神奈川県横浜市）

概要

本件は白書そのものを研究対象とし、本市でも白書を、という趣旨で調査されたものではない。総務常任委員会研究テーマたる「人口問題からの考察」に資するため、白書そのものよりこれらが作成される手法や哲学について学ぶことが趣旨である。

横浜市は言わずと知れた日本一の大規模市であり、その政策局政策課の一部門として「政策支援センター」を設置している。これはいわば政策の基礎となる市内のデータを統計的見地ばかりではなく、政策的見地から準備するデータベースである。今回の視察ではビッグデータの活用もその研究テーマとなったが、当該か所でも記載した通り、都市のこれからを考える上で恣意的でない正確な基本情報は不可欠である。中小規模と市では単独のデータ蓄積や分析は困難であると思われるが、国や県のデータを活用するだけではもっと細かい市内の特性に合わせた施策のベースとすることはできず、平均値などをもとにした荒いものになってしまう可能性がある。例えば本市でも、教室数が足らずに小学校を新設しなければならない地域と、児童数が減って小学校が廃校となる地域が併存し、その距離はわずか数キロである。これらの特性が国や県から見えているとは考え難く、その意味で人口問題を切り口とした本市将来の考察が不可欠なのである。このような背景に鑑み、細かく地域を分けた上で施策を考える先例として同市を訪問し、調査の考え方について学ぶこととなった。



感想・意見等（質問した項目など）

1．調査の基本エリアを250m四方とした根拠は？

国勢調査や国が行う他の調査は一つのエリアを500mもしくは1000mとして換算されるが、それではややデータが荒くなるので、その半分や四分の一を一単位とした、とのことである。このエリアの人口、年齢構成をデータとし、将来を予測することのベースとするようである。

2．他部門の計画などにおいて人口推計を行う場合、一般論・一般的関数以外に収集した地域情報をどの程度、どのように加味しているか？

それができる部門や計画もあるが、推計の基本情報があまり複雑になると目的に支障をきたす場合もあり、エリアに分けた詳細な調査の結果は必ずしもすべてに活用されているわけではないとのことである。

ここで見られるように、エリア情報もあくまで推計であるから、推計を基にした推計、ということになり、ここに細分化することの難しさを感じた。

3．統計学や統計学の専門見地をどのように活用しているか？

横浜は本市同様、あるいはそれ以上に大学のまちという側面があり、横浜大学などの統計学を扱う部門と一定の提携を果たしているようであった。

4．政策や施策を考え、提供すべき最小単位は区か、中学校区か、小学校区か、あるいは250m四方なのか？

調査の最小エリアやその集合体と異なり、これは明白に中学校区単位が考えられると回答された。ほとんどの都市にとってこの単位は連合自治会と重なっていると想像され、数値を出す基準と別に、住む人々の意識という点で〇〇地区という単位ごとの政策決定がやはり有効との認識であった。

西宮市との比較（参考とすること、取り入れるべきこと及び提言等について）

市民向けの、理解向上のための読み物として白書も選択肢の一つではあるが、このままの形でただちに取り入れるべきとまでは言えないし、同市のように地域データの蓄積や分析だけを行う部門を設置することも本市程度の規模では難しかりう。

冒頭で述べた通り、白書云々は脇に置き、人口問題から本市の課題を考えるという観点から本市が今後どうすべきかを考えたい。

特色の異なる地域を個別にとらえ、精緻なシミュレーションができるようデータベースを作成し、その未来の姿まで推計することは大変有益で、大雑把な「西宮市の未来」を超えた「〇〇地区の未来」をやはり作成すべきであると結論付ける。ただ、同市のように専門部署を持つわけにもいかないの、細かいエリアの検証までは難しい。そこで、中学校区単位の20ほどのエリア単位で可能な限りのデータを集め、今後を考えていくことから着手してはどうであろうか。その方向であれば地区ごとの結果をまとめる意味で「白書」を作成することもわかりやすい。

当該地区の、主たる方向は何か、人口増か、減か、またその構成はどうなるか。特に高齢者は住み慣れた場所で過ごしたい、例え介護や医療が必要となってもそう思う人々も多いであろう。買い物や、交通や、病院その他、何が地区で充足され、何は不足するか、そしてそれをどう補うか、何を誘致することが有益かなど、地域単位で考えるからこそ、その地域単独で解決できない問題が認識され、もっと広い地区や市全体でも問題としてリアルに認識できる。また、同市白書で見られるように地域特性に合わせ、それを予防したり、カバーしたりするための必要な地域活動が前もって予測できれば、それをどう誘引していくか、というテーマも検討できる可能性が考えられる。人口問題から考える場合、やはり精緻なシミュレーションが不可欠であり、本市においてそれはまず、中学校区単位で考える習慣を構築していくことを推奨したい。

委員会行政視察報告書

委員氏名：澁谷 祐介

調査の期間：平成 25 年(2013 年)10 月 30 日(水)～11 月 1 日(金)

調査先及び調査事項：

- 神戸市 ・災害時要援護者支援（条例）について
- 日立製作所・ビッグデータから見た人口問題について
- 横須賀市 ・消防行政について
- 横浜市 ・横浜市民生活白書について

【神戸市×災害時要援護者支援（条例）】

神戸市が制定した災害時要援護者支援条例は議員提出によるもの。この背景には、議員が持つ「災害時に行政が保持する要援護者情報を地域にどのような形で提供できるかが大きな問題となっている」という認識が大きく影響していると思われる。そのため条例は、「可能な限り簡便な方法で、住民の同意を取ったものと見なし、行政情報を市民に伝えやすくすること」を主目的としている。こうした意向を受け、条例においては

- ・地域に要援護者情報の提供を希望するかを確認
- ・地域で希望があった場合、対象者にアンケートを送付
- ・アンケート対象者が明確に情報提供を拒否する場合以外、情報提供が可能

という形で、行政から住民に対する情報提供を行う際のハードルを大きく下げた点が特色であると、事前の調査からは感じていた。しかしながら今回の視察で明らかになったのは「実際の運営ではアンケートが返ってこない場合、アンケートの再送・民生委員による訪問等を実施する。アンケートが返ってこないから情報提供可能と言うことではなく、可能な限り、本人の同意を取ることを目指した形での運用が行われている。」ということであった。これは条例制定前後において、実際の運用が変更された点はほとんどないということの意味している。

実際、神戸市から条例制定によるメリットとしてあがったのは、条例が本来の目的としていた既述の内容に関わるものではなく、

- ・条例制定を機に、市としての災害時要援護者支援に対する取組を PR する機会ができた
- ・災害時要援護者支援活動についての広報活動がしやすくなった
- ・全国的な注目を受けるなど、条例制定を機に防災に対する気運が高まっている

等の内容であった。

なおこの条例について、市担当者から「結果論ではあるが、趣旨は災害対策基本法の改正によって達成されている部分が多い。条例である以上、いわゆる上乘せ・横出しという

手法はとりにくく、今となっては条例を制定すること自体にあまり意義がないという考え方もある」という趣旨の発言があったことを付記するものである。

【日立×ビッグデータから見た人口問題について】

多岐に亘る説明を受けたものの、あくまで個人的見解ではあるが、今回視察の主目的の一つであった「将来人口推計の精度向上」に関して前向きな見解は聞かれなかったように感じる。その原因の一つは、データはあくまで判断材料の一つであり、将来を予測するためには加工過程こそがより重要であるという、ある意味、当然の内容があげられると思われる。

実際、視察を経た現段階での、私の行政にとってのビッグデータの意義は、

- ・相反する意見が存在する問題について、詳細なデータを開示することで、市民の納得性を得やすくすることができる
- ・多くの情報を蓄積・処理することで、昔なら測ることができなかった情報を測定可能になった

等に留まるという理解である。これは通常、ビッグデータについて説明される「情報を大規模に集約・蓄積し、新たな事業の可能性を開く！」といった方向性とは大きく異なるものである。

実際、今回のプレゼンにおいて行政に関する具体的な内容として提示されたものは、西宮市とは大きく都市環境が異なる事例を除くと、

- ・浸水エリアの予測精度向上に寄与する可能性がある
- ・上下水道の集約等に寄与する可能性がある

等の内容に留まった。これには行政情報の持つ「個人情報保持の重要性」という縛りも大きく関連していると思われるが、「ビッグデータの活用」という方向性に行政が関与することの困難さを強く感じた次第である。

なお余談的であるが、視察先において、私が市に要望を続けている「サーバーの仮想化・統合による行政コスト削減」等、IT コスト削減に向けた手法の紹介事例が掲載されたパンフレット類が多数存在しており、予想外の収穫となったことを付記するものである。

【横須賀市×消防行政】

西宮市においては消防署の配置基準は「基本、各署所から 2km 圏内の範囲で市内全域がカバーされていること」となっているが、実際には全市域をカバーすることはできていない。これに対して横須賀市では距離ではなく「6.5 分以内に各署所から火事・救急等の現場に到着可能」という考えをベースに消防力の整備が行われている。これは市が定めた消防力の整備指針に基づいたものである。

視察において感じたことは、人口規模等において横須賀市に勝る本市でありながら、消防行政においては機能・規模等の面で同市に大きく劣るという点である。これは一に定員

に対する人員数の不足に代表される予算規模、もしくは庁内における消防部署に対する重要性の認識の低さであるように思われる。従来から主張しているところではあるが、市民の安全・安心を守るため、本市消防行政の一層の充実を求めるための材料として、今回得た知見を今後、活用していきたい。

【横浜市×市民生活白書】

まず最初に「横浜市民生活白書」というネーミングから「横浜市行政の根本方針を定めている、きわめて重要な白書であろう」という前提と異なり、白書の意義は「客観的な統計データ・現在の市民生活を把握し、課題・問題を提起する」ものであり、前提とは大きく異なるものであったことを特記しておくべきと思われる。

視察の結果、明らかになった白書の現状は

- ・多数存在する総合計画策定の際の資料の一つである
- ・白書で提起された個々の問題については、各部局がそれぞれに施策を考えていくというものであった。こうした実態から、横浜市側も白書の存在によって具体的な業務改善や市民サービスの充実につながった事例はないとしている。

一方で、白書の意義について、

- ・客観的なデータを目に見える形で開示することで、市民の考える材料とすること
- ・情報を開示した上で、大学・研究機関・民間企業・地域住民等と連携し、市政の抱える課題に対峙していくことが重要

という考え方については、理想論としては一定共感できる部分もあると感じた。しかしながら西宮市において、こうした取組を推進することについては費用対効果の面からも非常に懐疑的であることを付記するものである。

以上

実施日時： 2013年10月30日（水）～11月1日（金）

神戸市 テーマ：災害時要援護者支援（条例）について

本条例は議会改革の取り組みの一つとして、議会側から立案され、今年3月に可決し、4月から施行されたばかりの条例である。内容は複数部局にまたがっているため、危機管理室、消防局、保健福祉局の職員からご説明をして頂いた。

これまでの阪神大震災での経験や東日本大震災による教訓から、大規模災害時には行政だけでは市民を避難させることは出来ず、限界があることは指摘されている通りだ。特に高齢者や障がい者をいかに適確に迅速に、避難・誘導するかは、大きな課題である。

取り組みの方法は、市が把握している情報を地域の支援団体に提供し、日頃からの活動（防災訓練のほか、日常的な見守り、声かけなど）を基盤に、地域での信頼関係を築き、大規模災害時に備えようとするものである。

取り組み上の課題は、個人情報提供にあたり、本人の同意をどのようにとりつけるかが、ポイントの一つであろう。条例上は、推定同意（本人による不同意の意志が示されていない場合、同意したとみなす）の考え方を採用している。しかし説明によると、単純にそのような選別をしているわけではなく、何回か通って本人の納得がある形で運用を心がけているとのことであった。

またもう一方の課題は、地域での受け皿となる団体の育成の問題である。どこの地域でも高齢化は著しい。現在、主な支援団体は、防災福祉コミュニティ（略して「防コミ」）など。小学校区191地区のすべてで、設立されているが、防コミからのアンケートでは、支え手の人材不足を指摘する声や、防災リーダーの育成が必要との意見が戻っているという。これまでの防災リーダーがともすれば、消火器の扱い方など実務的な指導者であって、組織マネジメントのリーダーではないことによる課題が指摘されているそうである。単に既存の地域団体をお願いする、といった従来型の行政の対応では、やはり限界があるということであろう。大学やNPOとの連携や支援を模索しているようであるが、地域を基盤とするとしても、新たな角度から人的サポートの流れを作り出す必要があると思われる。

また最近では、この取り組みをマンション管理組合の単位で行いたい、という問い合わせが増えているようだ。最小の単位で動くことこそが、最も実現可能性が高いと思う。その点、マンションでの取り組みは、時代のニーズを反映しているように思う。

最後にこの条例で指摘されていることは、推定同意の部分を除き、殆どが災害対策基本法でカバーされているものである。よって、西宮市で今後条例化する場合は、本市の地域特性をふまえ、それを盛り込んだ内容の条例づくりが求められていると思う。

日立製作所 テーマ：ビッグデータから見た人口問題について

膨大な量のデータを蓄積し、分析するビッグデータの活用が、産業界では新たな注目を集めているが、自治体においてはどのような活用方法が考えられるのか、具体的な事例をもとに今後の利活用の可能性について、説明を受けた。

政府の諮問機関、G 空間×ICT 推進会議では、3.11 の教訓を受けて、大規模災害時にも活用可能な大量の情報を統合・集約するメリットに、期待が高まっている。帰宅難民が発生した際に、道路や渋滞状況と連動させて、スムーズな避難誘導の可能性などが期待されている。

現在の自治体での活用としては、富山市の「都市計画分析モデル」の紹介を受けた。住民基本台帳のデータに高齢化地区での買物や交通支援、福祉や医療施設などの適正配置などの情報の重ね合わせにより、コンパクトシティ戦略に役立てる狙いである。中心市街地に人を集中させ、街の活性化、効率的な行財政運営につなげることが期待されている。

ビッグデータによるまちづくりへの活用として、津波・洪水のシミュレーションなど防災情報、鉄道やバスのニーズ分析などによる公共交通情報、道路、橋の維持管理などのインフラ施設情報など、多様な情報の重ね合わせが可能である。これらの膨大な情報の重ね合わせによる技術が確立しつつある現在、その可能性を今後私たちがどう自治体運営に活かしていくのかが問われると思われる。自治体の最大の使命が、市民の生命や身体、財産を守ることであれば、何よりもまずは防災において実用可能性があるのではないか。ただし、今回は全く予算の話とは無縁であったため、現実的には過剰投資とならないよう、自治体では限られた予算の中で、その利活用を検討することになるのは当然の話である。

このほか、ビッグデータのレベルではないが、データの利活用の例として、川崎市の豪雨災害における浸水被害の早期予測・対応の紹介を受けた。避難勧告の発令やその対応などに役立てられている。まずは市では、このレベルでの情報の収集と分析、シミュレーション、住民への周知などを徹底させることが、必要であろう。

横須賀市 テーマ：消防行政について

横須賀市は、人口 42 万人、面積 100 平方キロメートルと、西宮市と比較的近い規模の市である。両市を項目別に比較した資料を事前に用意していただき、当日は消防局総務課の職員から説明を受けた。

人口千人当たりの職員数は、西宮市が 0.88 人であるのに対して、横須賀市は 1.08 人と手厚い人員体制となっている。

消防力の整備指針の見直しについては、横須賀市では平成 22 年度から平成 24 年度にかけて消防ポンプ車、救急車および特殊車両の台数、適正配置、人員について、検討を加えた。消防署所の基準は 13 署所で、現在 3 本署、1 分署、9 出張所、1 派遣所（救急車のみ）となっており、基準を充たしている。ただし横須賀市もそれぞれの管轄区域

を見てみると、区域から外れた地域も若干存在しているとの話で、やはり現場到着への円滑で迅速な対応が求められる。また消防ポンプ車は、基準に対して1台不足しているとのことであった。(一方で、西宮市は署所の基準13署所をみたしていないことや、消防ポンプ車も20台のところ、15台の配置状況と、不足は大きくなっており、数字上の消防力の点では課題がある。)

なお今年度から南側に隣接する三浦市(人口4万7千人)と、消防指令センターを立ち上げ、共同運用を始めた所である。通報があれば、通報地点を自動的に探知する統合型位置情報システムを整備し、出動時間の短縮を図っている。従来の応援協定よりも、早く現場に到着できるとのことである。

救急活動は、高齢者が増加する中で、近年その充実が一層求められているのは、本市と同様である。横須賀市においても、昨年度の救急件数は22,781件、前年度に比べ826件増加しており、1日62.4件と23分に1回の割合で出動している。救急車台数は、12台と基準を充たしている。

気になっていた救急車の適正利用への取り組みについては、市のHPや広報誌を通じた啓発活動が中心であり、救急講習会や防災訓練時を活用して、適正利用を呼びかけているとのことであった。なお昨年度の救急車利用において、「不相当」と認められた割合は、23.6%(出場件数において)。本市では、42%が「適当でなかった」としており、数字的には大きな開きがある。統計処理方法の違いにその要因があるのかもしれないが、本市では更なる適正化の努力が必要であろう。

勤務体制の2交代制から3交代制への移行は、平成19年度から実施している。メンバーの固定化により、同じ役割を担当できるなどのメリットがあるが、一方で、固定化によって人間関係上のストレスが高まる可能性もあり、デメリットとして指摘された。本市では昨年度から3交代制の試行的な導入を始めたところであるが、最近の消防職員による不祥事の頻発を考えると、制度変更にあたっては、現場の人間関係を円滑にするため、日頃のコミュニケーションの活性化など、数字で見えにくいところでの配慮や業務改善が同時に必要なかもしれない。

以上のように、さまざまな点において、横須賀市は消防行政に力を入れて取り組んできており、評価できる点が多いと感じた。本市は地形的な特徴が異なっているものの、横須賀市の先導的な部分を参考にし、これからの高齢化に対応した消防力の強化を目指すさなくてはならない。

横浜市 テーマ：横浜市民生活白書について

「生活白書」は、政策局政策課の政策支援センターが中心になって、作成。創刊年は1964年(昭和39年)で、現在の白書で13冊目。3000部発行。

横浜市の「白書」の特徴としては、テーマ性を持ち、今回は「コミュニティから横浜の未来を拓く」として、コミュニティの活性化、人のつながりなどに焦点をあて、各地区での取り組みを紹介している。コラムも随所にあり、客観的なデータ集というより

も、読み物的な性格が強い内容となっている。

また「白書」の第3章の最終章は、「暮らしやすい地域社会とは」として、7つの地域社会指標を挙げ、それぞれの地域の事例を評価し、最後に、まとめのような形で提言をしている。今後は、白書が描いた地域を市民とどのように作っていくのか、そのためにも「指標の見える化」にも取り組んで行きたいとのことであった。

こうした特長を持つ「白書」が、現在どう活用されているのかが、私としては最も気になった点であったが、お聞きすると、市の総合計画をはじめ、種々の計画と直接リンクするようになっていないとのこと。そのため、「白書」で指摘された傾向や特徴、課題などは、あくまでも中長期的な視点からの政策提案であり、市民を含めて、今後の施策を考える材料を提供することに意味があるようであった。

目的によって、手法は様々あるだろうが、市民や職員が問題のありかを見つけ、今後の政策作りのため、素地となる客観的なデータ集を、ということであれば、横浜市スタイルではなく、武蔵野市・三鷹市などの手法もあり、私としては、こちらの方が汎用性が高いのではないかと思う。

また話の中で、人口推計の出し方では、人口問題研究所など専門組織とも種々議論が交わされたようであるが、あまり地域を細分化しすぎると大きなマクロトレンドが見えなくなる、という結論になったというのも印象的であった。木を見て森を見ないことに陥らないように、注意が必要である。

最後にこの「白書」の趣旨として、当時の飛鳥田市長の言葉によると、「市民の声を市政に反映させていく。それには客観的・科学的な把握による裏づけがなければならない。またそれを市民に報告することによって、市民がみずからのおかれている現状や市制のあり方を考える材料を提供する」とある。市民自治の実現を目指したこの言葉は、高い理念を掲げ、今日なお色褪せていない。以前、私はこうした白書の必要性を市議会で提案したことがあるが、本市でも作成の検討を改めて要請したい。

委員会所管事務調査感想・意見等

委員氏名 田 中 良 平

調査の期間 平成 25 年 10 月 30 日(水)~11 月 1 日(金)

調査先及び調査事項

神 戸 市：災害時要援護者支援(条例)について

日立製作所：ビッグデータから見た人口問題について

横須賀市：消防行政について

横 浜 市：横浜市民生活白書について

平成 25 年 10 月 30 日(水)神戸市

* 災害時要援護者支援(条例)について

平成 16 年に起きた風水害で、犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、国は翌 17 年には「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成し、自治体に対し災害時要援護者名簿の作成や避難支援の取り組みを呼びかけてきた。一昨年前に起こった東日本大震災で多くの高齢者が犠牲になり、今年 6 月 17 日に「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付けた改正災害対策基本法が可決しました。

今本市で整備が進められている災害時要援護者名簿の要援護者とは災害対策基本法における要配慮者と同意義で、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯・寝たきり高齢者・認知症高齢者等の高齢者

や、視覚・聴覚障害者・音声言語障害者・肢体不自由者・内部障害者・難病患者等の身体障害者、知的障害者、精神障害者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で自身の身の危険を察知できない人や、危険を知らせる情報を受け取ることができない人、身の危険を察知できても救助者に伝えられない人、危険を知らせる情報を受け取っても対応行動ができない人、災害時に被災地で生活する際に何らかの配慮が必要な人を対象としております。災害時に公助では限界があり、共助に頼らざるを得ない。その共助が災害時にうまく働くように整備しているという意味合いもこの政策には大いにある。共助であるから支援団体は児童民生委員・自治会組織・消防団等である。

要支援者名簿をこれら民間支援団体に提供するには、個人情報保護法等による制約があり全国的になかなか進まない。そこで今回の法改正によって災害時の名簿提供の明文化と平常時の名簿提供の方法について一定の方向を定めた。これによって条例による要支援者名簿を民間支援団体に提供する場合の例外規定をもうけることが可能であるということになった。

神戸市の場合、昼間人口が多く観光客やビジネスマンも多い。災害時には予測不能な要支援者も多くいることが予想されることから予め作っておく要支援者名簿はできるだけ考えられる人を多く載せ

ておくという考えから範囲の広いものとなっている。支援団体についても広く募集もしている。

これらのことから平常時の要支援者名簿の支援団体への提供の方法は同意方式をとっている。また、条例によって明確な反対意思がない場合（返信がない場合など）を同意とみなすこととしている。

名簿の範囲も支援団体も広い範囲で取り組まれていることから、条例により名簿提供を無条件で許す方法を取らずに原則同意を取り。条例ではみなし同意だけにした神戸市は個人情報保護の観点からも折り合いのつく方法となっていると思います。しかし、説明をしていただいた担当者からは、みなし同意について消極的に実務に当たられているような印象を受けた。残念である。

本市の場合も支援者の範囲は広く設定されるようであるし、支援団体についても広く募集をしなければ災害時に実行性が期待できないと思われる。

現段階では全員の同意を取る方法でいかれるとのことであるが、名簿をできるだけこまめに更新しなければならないこと（転居や市内での転居等の移動も多数ある）認知症等意思能力のない方で成年後見人等の代理人がない方も多数いることを考えると、条例等の整備も視野に入れていかなければならないと考える。神戸市の事例を参考にしていきたい。

平成 25 年 10 月 31 日(木)日立製作所

* ビッグデータから見た人口問題について

この日立製作所での視察は今まで全然考えたこともないことを見せていただきました。ただ、今回の視察で人口問題と関連して考えるには至らなかった。本市も人口 48 万人となりそれに伴って扱うデータもビッグになっていく。本市を地域単位、町単位と範囲を絞って分析すればより細やかな分析ができる。それをもっと狭い範囲 500m 四方、200m 四方とさらに狭めていけばより細やかな分析ができ、それまで見えなかったものが見えてくるという可能性はある。それを政策に反映するとか、市民サービスが効率よく市民が受けられるように誘導していくなど可能性は感じた。

私はデータというと住民基本台帳のデータであるとか市民アンケートの結果であるというものを考えていたが。ここでいうデータは少し違った。

ありとあらゆる事務が機械化されてきたこと。

ハードディスク等の記録媒体が発達し安くなったことから膨大なデータが蓄積できるようになったこと。

コンピュータの性能が高くなり高度な計算処理が可能になったこと。

いろんなセンサ等の発達により今まで見えなかったものが測れるようになったこと。などから一見意味のないデータを蓄積して分析することによって見えなかったものが見えてくる。新しい視点で価値を発見できるというようなことが可能となってくる。これがビッグデータの活用である。

本市においても機械化によって集積されたデータで、発表するほどの価値もないと思われるデータがあると思います。蓄積していくことによって、また他のデータと合わせてみるなどの加工をすれば民間の産業発展の生かせるようなデータを提供できるかもしれません。政策立案に重要な資料となりうる可能性もあります。宝が眠っているかもしれません。そういった発想で膨大なデータを見てみてください。

平成 25 年 10 月 31 日(木)横須賀市

* 消防行政について

横須賀市は本市と市域や人口が似ている。消防についても比較がしやすいと思っていたが、横須賀市には大きな米軍基地と自衛隊基地があります。消防上危険なものも多いが、自衛隊等の協力体制もできており単純に比較するのは難しい。

消防の職員は横須賀市の方が多いが横須賀市は3交代制をとって

いるので単純に比較できない。署所の数は横須賀が多いのが目立つ
本市は1本部4署3分署1出張所に対し横須賀は1本部3署1分署
9出張所である。地形的なことを考えれば単純比較すれば本市はす
ごく少ないと言える。

本市の消防局は市民アンケートの結果では満足度も高いが、今後
予想される南海トラフ巨大地震等への対応や近年全国で多発する自
然災害にも対応すべく強化していかなければならない。

分署を増やしたり西宮消防署の新築移転などで組織力強化を図っ
ておられるが、24時間体制で市民の生命財産を守るためにはさらな
る体制強化が必要であると思われる。

横須賀市が取られている3交代制について必要性・メリット・デ
メリットを説明いただきました。本市の消防力強化に必要なものが
どうか現体制との比較で丁寧に説明をしていただきたい。

平成25年11月1日(金)横浜市

* 横浜市民生活白書について

横浜市民生活白書は通常の国が発行する白書と違い単にデータを見
せるだけでなく読み物となっている。市民に広く読んでもらい政
策について理解をしていただく効果や、課題を知ってもらい政策立
案に参加いただくといったことが狙いとしてあるのだと思う。

私が注目したのは編集・発行が横浜市政策局政策課政策支援センターとなっているところである。この政策支援センターは市民生活の動向に関する基礎的データの収集・分析や政策課題の調査、政策立案にかかる基礎情報・政策情報の提供などの情報発信等を行い、分野横断的に各区局が分散して持っている多様なデータ・情報を総合的に把握して政策立案に生かしていくことを目的とした部署である。

その部署が業務の中で外部（大学等）と共同して作ったのがこの白書である。

この白書だけに注目するのではなく政策立案に様々なデータを分析し、また詳細に分析することによって今まで見えなかったものを見えるようにしそれを政策立案につなげるということを横浜市は具体化しているということが見えてきた。

本市としても見習うべきところは大きいにある。今回の日立製作所でのビッグデータの活用についても報告しているが、機械化が進み、ハード面の発達も進んだいま、膨大なデータの中に隠れたものを見つけ出すことによってより市民のニーズ・時代のニーズに本当にあった政策が立案できるようになる可能性を示しているものである。こういったアプローチを本市も取り入れていくべきでないかと考える。

総務常任委員会行政視察報告書

委員名 まつお正秀

調査の期間	2013年10月30日(水)～11月1日(金)	
視察先	神戸市	災害時要援護者支援(条例)について
	日立製作所	ビッグデータから見た人口問題について
	横須賀市	消防行政について
	横浜市	横浜市民生活白書について

初日の視察は神戸市。今後予想される南海トラフ地震などによる災害時において、いわゆる要援護者といわれる人たちの対策が本市でも課題となっており、特にその情報を地域団体などに提供するにあたって、個人情報保護との関係でどのように対応するかという事が本市議会の中でも議論されてきた。災害援護法では災害時に名簿を地域に提供できることが可能となっているが、災害が起きてからではその名簿が届けられるかどうか分からないという問題があり、神戸市では今年3月に議員提案という形で、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」が制定され、事前に名簿の提供が可能とすることになっている。そうしたことから、本市にそのことが生かせるのかどうかということを中心に置いた視点での訪問となった。今回の視察先すべてにおいてこちらからは事前に質問項目を提出し、それにこたえるという形での説明をおこなってもらい、その後質疑応答とするような形となったが、どこでも事前に質問を送付していたことから、要の部署だけで対応するというだけでなく、関連部署が対応するという形で、神戸市では危機管理室、保健福祉局、消防局の担当部局から組織横断という形で対応していただいた。

神戸市においての当局からの説明において、要援護者については国の基準が示されているが、その方たち全てを対称にしているとは対応できないことから、神戸市条例の7条では対象を絞り込んで限定する形となっているのは、災害時には援護する人も被災することなどを考え合わせると合理的といえよう。こうした要援護者と言われる人たちの一部で、高齢者や生活保護者については民生委員が名簿を持てることとなっているが、それ以外の人で対象となる人の名簿を地域団体に提供する場合の本人の合意があるかどうかは重要になる。神戸市の場合は確認の文書を送っても本人から返事がないときには、同意があったとみなす措置をすることが出来る様になっているのが特徴である。もちろん地域からそのような働きかけをすることと合わせ、一回だけでなく数回にわたって確認文書を送付した上で行うとの話には、意思の表示が出来ない人もおられるであろうが、命を守るという点ではやむを得ない考え方であろうと思った。

2日目は東京に移動し、午前中は日立製作所のショールームにおいて、今後活

用されると見込まれるビッグデータといわれる情報をどのように生かしていけばよいのかという観点からの視察を行なった。特にわれわれとしては、第4次総合計画においての人口予測をマイナスの方向で修正せざるを得なくなっており、今後この人口がどうなるのかという予測を精密に行なうことが出来るかどうかは本市の施策にも大きく影響してくる。ただこれはあくまでシュミレーションであり、色んなデータを計り、見える形にしても必ずしもイコールとしてそれが役立つとはいえないという冒頭の説明者の話には納得。

しかし、具体的事例として六本木ヒルズの地下駐車場がほとんど利用されていないことがこうした調査で明らかになるなかで、国土交通省におけるビルやマンションに一定の駐車場設置を求めるといっている今の利用がなくても法で設置を義務付けられる矛盾が明らかになったとの話は、データの持つ客観的正当性というものを示している。

実際に一定地域におけるタクシーの運行を効率的に行なえるかのシュミレーション模型を見せてもらう中で、雨が降った場合や時間帯の違いによる人の動きやタクシーの動きを比較検討できるところまで進んでいるのかと感心した次第である。これを作るためにはGPSやセンサーの設置も含めたタクシー会社全て（多ければ多いほど良い）の協力が必要であるし、さらにそのためには数年間に亘る今までのデータの蓄積も必要になるなど、そのデータが多ければ多いほど正確になっていくのであろう。

ただ、これを自治体に当てはめて全てできるものではないという話は興味深かった。この具体例として、現在古い橋の半分の図面が残っていない、あるいは地下を構造物などを作った時の図面化が進んでいないなどの問題や、公共施設の今後の建て替えなどにおいて、耐用年数が何年という具体的事例を経験していないため、今後の傷みや劣化のデータを蓄積した上でないと活用できないという問題もあるということであった。

われわれの今後の課題として、自治体としてはこうしたデータを日々変わる情報としての生き物である地図上に落として活用するのが一般的であろうから、どのような地図を導入するのかという問題とともに、ITの費用は5年で10分の1の費用にまで下がるとのことで、初期に導入すると経費負担が高つくという問題を、どの時点で導入するかの自治体の判断が問われることになる。

2日目の午後は横須賀市に移動し消防行政についての視察。自治体の面積・人口規模において西宮市と似かよっているが、本市では最近も微増ながら人口が増え続けているものの、横須賀市においては人口が毎年5000人ずつ減少しているところが少し違うところである。消防行政については、隣の三浦市の消防司令室の更新時期が近かったことと、横須賀市の財政削減の要請とも合わさり、今年の4月から消防司令室の共用・運用を開始して広域的活動を行なわれてい

るということであった。先方からは、阪神大震災のときに西宮市の消防がすばらしい活動をしたということが語り継がれているというお話があり、西宮市は自信をもって取り組んで欲しいと思う反面、西宮市では不祥事が続いていることについて、先方から上下関係が厳しいことも影響していると思うが、風通しの良い職場をどう作るかという事が解決策という示唆をもらった。

最後の三日目の視察は横浜市。人口 370 万の横浜市と人口 48 万の西宮市とで比較すること自身が難しい事であるが、2 日目の日立製作所の視察とも関連する人口問題において、横浜市が発行している「横浜市民生活白書」が大いに参考になるのではないかと視察先に選んだ。地図を 250 メートル四方単位でメッシュ化し、それぞれの傾向をつかむ中で市の施策を反映させていこうという試みである。古くは飛鳥田市政時代の市民アンケートのようなものが背景にあるとの説明には、市のトップの考えが市民に受け入れられたときには、このように長続きするものであるということに改めて感じた次第である。

横浜市のその白書はほぼ 5 年ごとに 3000 部発行し、一部 750 円で販売しているとのことであったが、これは市の方針という性格でなく、民間の NPO などとの共同研究をする「横浜会議」での議論を踏まえ、市民の立場から問題提起をするという性格のものであるという話であった。市としてこれをどう活用しているのかという点では、各局の施策に生かす 総合計画の参考にする 市民と街づくりをするために、区ごとの学習会の教材にしたりして地域の施策に生かすということであり、市民参加という点ではこのような資料があれば、市民は自分たちのまちをこうしたい、こうしなければいけないという機運が高まっていくのではないかと感じた。

最後に、今回の視察の目玉である人口問題については、自治体がこうあるべきであるという方向や目標を持って誘導するようなことはできないのではないかと思った。それは自治体の施策によって市内・市外へ転居するかどうかを市民が決めるのであって、人口増や減だけを目標にすれば、必ずどこかでひずみが現れることになり、どんな条件であっても住みやすいまちを作っていくことこそが目標であると思い、新横浜駅をあとにした。

総務常任委員会 管外視察報告

松山 勝則

【神戸市】平成 25 年 10 月 30 日(水) AM10:00~
災害時要援護者支援(条例)について

3.11 東日本大震災以降災害に対する備えが高まる中、各地で大規模な避難訓練が実施されています。しかし災害の大きな特徴としては、多くの犠牲者の中で、特に高齢者の割合が高かったことや、避難所生活で体調を崩すなど特に高齢者や障害者が多いことであり、この「災害時要援護者の支援」は西宮市としても、重要な課題であり、早急に対応が求められています。

今回視察した神戸市では、要援護者支援を条例化することにより、広く市民の皆様に応援アピールができ、全国的にも注目を浴びることになりました。

反対にデメリットとしても多くの問題があります。例えば災害時要援護者の登録者が増加する可能性が高いため、各自主防災組織等への負担が大きくなったり、避難支援の行動が多岐にわたるなどといったことや、自治会への人材不足など深刻な問題も現れてきます。

神戸市では、神戸市個人情報審議会の承認を得て、災害時要援護者リストを作成し、神戸市が定める災害（神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 3 号）が発生した場合に速やかに安否確認や避難支援ができるよう、災害時要援護者支援リストを地域民生委員・消防団・防災福祉コミュニティ・地域自治会等にリストを提供し情報の共有をおこなっています。

災害時要援護者リストの対象は、65 歳以上の単身高齢者で、現在市内の 15 万人がリストの対象者であり、そのうち約 3~4 割の方が同意しています。

その他の対象者としては、障がい者、難病患者、乳幼児、日本語が話せない外国人等が対象となります。

情報収集の方法

手上げ方式による収集...地域広報紙の全戸配布などにより登録を呼びかける。

同意方式による収集...戸別訪問や郵送により直接要援護者本人に呼びかける。

不同意の意思表示がない方も同意と推定されます。

情報共有の方法

市が保有している情報を地域が共有する場合。

地域が独自で情報を収集・共有する場合。

まとめ...災害時に自力で避難することが難しい災害時要援護者の支援強化は、地域との連携が欠かせないことから、時間をかけてノウハウの蓄積、支援内容の徹底等日頃からの啓発が必要になります。

改正災害対策基本法が来年4月から、全面施行され現在、個人情報の問題で、6割程度にとどまっている要援護者の名簿作成が自治体に義務付けられます。

これにより、名簿は本人の同意を得たうえで、警察や消防、民生委員などに情報共有ができ、災害発生時には同意がなくても必要な個人情報を提供できるようになります。

また、名簿が未提出の自治体は、災害発生時に要援護者の避難をどのようにするか具体的な個別計画が必要となります。

個別計画が完成したら、要援護者に日頃からの避難訓練の必要性を理解してもらい、あらゆる事態を想定した訓練に参加していただき、効果的で迅速な支援が行えるようにするため、自治体が優先しての準備が不可欠になります。

また、災害時要援護者の名簿の取り扱いについても、細心の注意を払うべきであり、神戸市では今のところ不正に使用したり、目的以外に使用したりしても、特に罰則的な取り決めがないとのことですが、個人情報を出す際にその名簿が悪用されないように、取り決めが必要なのではないでしょうか。

先日、台風26号での伊豆大島の被害や台風30号によるフィリピンの被害に合われた方のご冥福をお祈りするとともに、私たちも災害に対し怠りなく、常日頃からの備えをしていかなければなりません。

災害を乗り越えるには何ができるのか、チーム西宮として考えることが大事ではないでしょうか

【日立製作所】平成 25 年 10 月 31 日（木）AM9:30～
ビッグデータから見た人口問題について

ビッグデータとは、ビッグデータは言葉の意味からも大容量であるだけでなく、リアルタイム性が高く、従来のデータベース管理システムでは、データを定型化して蓄積し、その後分析処理するため、リアルタイム性が高いビッグデータを扱うことは困難とされていた。しかし近年、ビッグデータを高速で且つ容易に分析できる技術が開発され、ビッグデータを活用すれば、これまで予想できなかった新たなパターンでの分析処理が可能となりました。

例えば、通販などのオンラインショップでは、購買履歴やアクセス情報などのビッグデータをもとに、商品購入時に他のおすすめ商品を提供できたり、検索サイトから得られたビッグデータを利用し、他社へ乗り換える可能性のあるユーザーにのみ乗換案内キャンペーンのバナー広告を発信させたりもできます。

その他の利用用途としては、健康情報、位置情報、気象情報など様々な分野で活用できることができるために、今後の市場に大きく期待されています。

日立製作所のビッグデータ活用の事例

《防災》2009 年より気象観測を活用し、近年の異常気象や災害などの被害想定エリアを早期に予測して、迅速な対応や避難が行われるようにデータを活用した防災対策が可能になります。

《福祉》糖尿病などの生活習慣病患者の増加に伴い、医療費抑制をするため、生活習慣の改善による予防が必要。

そのため、地域の病院、診療所、研究機関からの住民データを共有し、生活習慣病予防に向けた対策プログラムを実施。

例) マンチェスターは今年 10 月から 2 年間にわたり、実証実験。住民個人の食事や運動データ等の一元集約化により、データ分析による効果的・効率的な健康指導をコールセンターオペレーターから市へ伝達、これにより市は医療費の抑制を進め、住民へは健康指導による生活習慣病の予防が可能となります。

《環境》逼迫する電力需給への対応として、省エネを推進し、各企業のコスト削減と地域電力需給の安定化を実現。

例) 札幌市では発寒地区第 2 工業団地で企業内の電力使用状況を収集し、分析、見える化を実施、これにより効率的な省エネ管理、促進が可能となり、エネルギーコストの削減が実現。

《人口問題とビッグデータ》日立製作所ではデータを5分野で重視。

- ▽ヒューマンビッグデータ...人の状態や行動に関するデータ。
- ▽マシンビッグデータ...モノの移動に関するデータ。
- ▽スマートインフラビッグデータ...生活や社会を表すデータ。
- ▽マーケットビッグデータ...リアルな市場を表すデータ。
- ▽ロケーションビッグデータ...位置情報や空間のデータ。

富山市では、住民基本台帳の情報をもとに地図上でシステム化し、高齢者の分布や要援護者の分布状況が掌握でき、これにより住民が少ない地域への住宅助成を行ったり、介護施設の必要な地域への誘致を行うなど、市内の活性化に向けた取り組みが可能になります。

また、5分野のデータにより、街の課題が見えることにより、市民にとって更なるサービスの向上が提供できるようになるかもしれません。

ただ課題としては、個人情報を始めどこまでの情報が得られるのか、多種多様なデータが必要なため、何を優先し市民に向け発信できるのか、そして市民がどのような情報を求めているのか、あふれる情報社会の中で、一部の人以上ではなく、全ての人々がビッグデータの恩恵を受けられるようにと思います。

まとめ...大画面に1400台のタクシーの流れが映し出されていました、その地図上でのタクシーの流れは、どこでお客を乗せ、またどの場所でお客が多く待っているのか、それが時間帯によってリアルに変化する様子がうかがえました。

これは震災時に避難する際、車や人の流れが見える化することにより、それを分析することで、スムーズな避難経路を示すことができるなど、素晴らしいプロジェクトだと感心しました。このビッグデータが特に防災や福祉・医療の分野でその力が発揮できれば、命を守り、安心して安全なまちづくりも夢ではなくなることを期待したいです。

【横須賀市】平成 25 年 10 月 31 日(木) PM14 : 30 ~
消防行政について

横須賀市は人口 410,000 人。面積が 100.71 k m²と西宮市とほぼ同規模の中核市で、今回、横須賀市消防行政について視察いたしました。

まずは西宮市と横須賀市とを比べてみると...

	西宮市	横須賀市
消防署員	426 人	442 人
消防車両(総計)	75 台	70 台
火災件数	113 件	158 件
消防庁舎	1 本部 / 8 署所	1 本部 / 14 署所

横須賀市の特徴としては、消防庁舎の配置は西宮市では南部地域に偏っていますが、横須賀市では市内全域に平均して配置されており、平成 7 年 11 月から 65 歳以上の単身高齢者世帯に消防署との緊急通報システムを導入、これにより、装置本体または付属のペンダントで消防局の指令センターと通話ができます。

また、変則 3 交代制の導入で、3 週間の中で 1 度連続した 2 日間の連休が取れることや、メンバーを固定することにより各隊員の役割分担を明確にすることや、災害対応能力の強化を図ることになります。

横須賀市では石油コンビナート等が存在するため、特別防災区域に指定されたり、火力発電所が存在するなど、特定屋外貯蔵タンク 13 基有ることから、特殊消防対象物警防計画を策定し、危険物等の専門知識の習得に努めています。

その他の特色として、横浜市との消防ヘリの応援要請を可能にしたり、隣接する三浦市と共同運営して、高機能消防指令システムを活用することにより、広域的な災害対応協力が可能となり、大規模災害時にも住民の命と安心確保に取り組んでいます。

【横浜市】平成 25 年 11 月 1 日(金) AM10:00~
横浜市民生活白書について

横浜市人口：3,688,773 人 (1,655,322 世帯)
面積：437.38 km²

横浜市民生活白書の役割

市としての急激な成長、拡大の中で中心部と郊外部に大きな変化とその地域社会の実態を把握し、自治体が市民生活の現状や課題を収集し客観的に分析して、市民目線での施策や事業を行えるよう市民に発信しています。

現在白書は有料で 3,000 部発行され、誰にでも手にできるようになっています。また、これまでの白書はテーマを決めています。例えば、「横浜市民とはなにか」「市民は何で所得を得ているか」「市民はどのような社会活動をしているか」といった市民に光を当てた課題から、行政運営に関する事、都市としての姿、住まい環境など様々な問題を提起し、市民の抱える悩みや問題をデータや行政からのアドバイス、事例を持って紹介されています。

横浜市民生活白書（2013 年版）構成

2013 年横浜市民生活白書では、第一章から第三章の構成となっており、第一章では「統計でみる社会変化と横浜の現状」第二章では「変わる家族と働き方、暮らし方」第三章では「暮らしやすい地域社会とは」になっており。例えば第一章の中では、「困難を抱える子ども・若者」では統計として、20 年後の横浜は若者が減少し、高齢者が増加する超高齢者社会を迎えたとし、課題として、家庭における養育力の低下を挙げている。これは児童相談件数にみられ、平成 14 年は 1 万 108 件が平成 23 年には 1 万 5,877 件と年々増加していることや、児童虐待件数も平成 14 年では 925 件が平成 23 年にはなんと倍以上の 2,148 件となっていることから、今後どのような支援が必要なのかが見えてきます。

また第二章では、10 の市民像として地域環境として暮らしやすさや暮らしにくさを、地域環境や住民、悩みや困りごとなど 6 つの要因から分析し、安心して住みよい街づくりに役立てることが出来ます。

第三章では、暮らしやすい地域社会指標として 7 つの指標からさらに分析、例えば、「地域に手づくりケアの仕組みがある」では超高齢・人口減少の課題として、子育て支援・介護・障害者自立支援等行政によるサービス以外にも、住民自身による「手づくりケア」の重要性を説いています。地域住民が作り上げる主体的な活動によって、地域特性に応じた子供から高齢者まで暮らしやすい街づくりの指標としています。さらに、事例として地域でどのような手づくり

ケアがあるのかを紹介。

岡村中学校区の「子どもの幸せを実現する会」での見守り

西戸部地区の防災と高齢者の見守り

ドリームハイツのボランティアバンク・えんの有償ボランティアによる
家事支援

など、7つの指標ではそれぞれの項目に事例を紹介することにより、その他の地域でも取り組めるものが具体的になり、「手づくりケア」を少しでもすすめることができるのではないかと期待します。

政策支援センターについて

政策局 政策課 政策支援担当が部署となり、政策支援センターを構成し、市民生活白書が市民の抱える問題や課題を主に提供していることに対し、政策支援センター発刊の「調査季報～横浜市の政策力」は市民生活にとって重要な課題や行政政策を職員・市民・専門家を交え、討論、交流を通じ**職員の政策課題に対する立案能力が図られ、より良い政策形成につなげる。**

横浜市の各区が独自で実施した調査研究を集約し、オール横浜としてデータの分析をおこなうことで、総合的見知から課題を抽出し、外部専門家と連携をとりながら、政策立案にかかる基礎情報・政策情報など情報発信や相談、横浜会議等研修、研究会の開催など広く市民に向け開放しています。

また総合窓口を中心として、政策立案に関すること 調査・統計に関すること 横浜市地図情報による業務支援について 自主研究に関する相談など各種の相談窓口を設け市民に対し、オープンデータとして提供しています。

まとめ...横浜市は日本でもあらゆる面で注目される都市であります。それだけにオール横浜として各区の特色、地域性を活かしながら行政運営をおこなっていくには大変なご苦労が伴っていることと推察されます。

その中でも特に「待機児童ゼロ」政策では、平成22年には1,552人の待機児童数が本年4月にはゼロの見通しを立て、マスコミ各社も大きく取り上げました。最新の調査季報も「横浜市の子育て支援」を特集としており、その中で、「待機児童解消はゴールでなく、これからは子育て支援の向上、保育の質の向上を目指して...」とあるように、市民のニーズを敏感に感じ、反応するためには私たち自身も、常に市民目線で質の向上に努めていかなければなりません。

平成25(2013)年11月5日

市議会議員 和田 とよじ

総務常任委員会の視察について(報告)

各視察先への質問と私なりに関心が高かった点を中心として、市への提言となりうる最後に記述しました**総括の5**を含めて、以下のとおり報告を致します。(視察先での説明者等は割愛)

1. 災害時要援護者支援(条例)(兵庫県神戸市)

(1) 平成25年10月30日(水)

(2) 内容及び本市にも提言(参考)となる点等

要援護者リストに記載する判断そのものができない、知的障害者、重度の認知症者等、本来リストに載せるべき人が記載されていない場合、家族や後見人の同意を得て、支援団体からの申請によって記載することになっている。

現況の手続きでは支援団体からの申請にのみが受付られ、個人からの申請ではできないシステムになっている。

要援護者リストの数は、人口150万人のうち、その1割の15万人であり、リストに記載していいかへの同意率は30~40%である。(元気な高齢者の同意率が低いため)

災害時にリストの中で、重要度の高い人を選別しておくべきとの質問をしたが、人工呼吸器を装着している、医療機関等の専門的にかかっている場合などについては、それぞれの支援団体で把握していると思うが、地元の人での災害時での対応には無理がある旨の答えであった。

要援護者リスト、即ち名簿の取り扱い責任者を決め、鍵がかかるようにしているが、その地域を信じる性善説をとっている。但し、支援団体の範囲は神戸にゆかりのある団体(基盤のある)であり、全国的な団体は考えていない。

消防局では、神戸市では防災福祉コミュニティと呼び(福祉的なものでつなぐ故にあえて福祉の言葉をいれている)、人員の固定化・高齢化などの問題点があり、現在有識者、地域の代表者などで検討会を設けている。単な

るリーダーにとどまらず、地域をマネジメントするリーダーの育成等いくつかの点につき検討しているとのこと。

現時点ではどの災害での場合に適用するかの基準はない。また災害が発生したらどのような方法での明確なルールもない。

神戸市の担当者の考えとしては、災害基本法以外で条例を定める必要があるのは、上乘せ、横出し条例などの場合、例えば推定同意条項などを決めるような場合との意見があったように思う。

2. ビッグデータから見た人口問題（日立製作所電子行政東京都港区ショールームサイバーガバメントスクエア）

(1) 平成25年10月31日(木)

(2) 内容及び本市にも提言(参考)となる点等

地域情報の「見える化」。即ち公共が持っている様々なオープンデータについて、民間と共有化することが今後多くの分野で求められてくることになる。但し、ビッグデータ問題は緒に着いたばかりであり、一般化や、行政で利用するにはまずは特定分野での利用を促し、先行事例を実施することが肝要だと私は考え、次の3点を質問しました。(勿論、適用・運用が法に抵触しないことが前提)

(ア)人口は行政需要の予測、例えば水道局の水需要、財政指数、就学児童数など各般にわたって影響が大きい基になるデータであり、本市の政策局が打ち出した第4次総合計画での計画の最終年である平成30年の人口の将来予測、491,000人は妥当なのか。

過去の「地域分布」を500mのメッシュで重点的にとれば、「夜間人口の分布」を予測できるでしょうかとの答えがありました。

(イ)観光面で、例えば甲子園球場などの年間の入込客数は分かっているが、その殆んどはそのまま帰っている。その人たちの買い物動向を知りたい。

スマホなどで市への観光客の了解を取れば、その人たちがどこから来たのかなどの履歴を知ることができるが、買い物をしたかどうかまで分からないとの答え。(ビッグデータで現在利用が1番検討されている分野が観

光施策と考えられているための質問)

(ウ)公共施設の長寿命化、アセットマネジメントへの活用策をお聞きしたい。

公物の範囲は広く全てを検討することは適当でないように思う。どういう種類に集中するかであり、過去の記録やデータが採られていない場合もある。例えば昭和56年以前の旧建築基準法が適用された、建造物のデータや劣化状態を選択するようにはどうか。

3. 消防行政(神奈川県横須賀市)

(1) 平成25年10月31日(木)

(2) 内容及び本市にも提言(参考)となる点等

事前に送付した質問に沿ってプレゼンを受けたため質問時間を省力化でき、私の質問への再確認の意味合いから、次の2点の質問(と)を行いました。

高齢社会の進展から高齢者の安否確認、搬送人員の増などから、どのような対応をしているのか。

適正利用の問題もあるが、家の中で倒れている場合もあり、消防隊・救急隊により対応し、1隊がでる場合もある。

耳や言葉の不自由な人たちに対する、手話研修を実施しているのか。

手話を学ぶことが5~10年前に流行ったことがあった頃は、初級研修を受けたこともあったが、消防局としては現在手話研修を受講していない。

人口減が続いているが、消防力と緊急時の問題としては、高齢化率の増は消防局としては別として考えないといけないのかと思う。

消防の指令本部は隣接する三浦市と共同で実施しており、他の委員が質問したように、本市のような不祥事が頻発するような事態ではないとのことであった。

4. 横浜市民生活白書(神奈川県横浜市)

(1) 平成25年11月1日(金)

(2) 内容及び本市にも提言 (参考) となる点等

市の生活白書は 1 9 6 4 年から 1 3 回発行している。 4 ~ 5 年に 1 回の割合での発行となっている。担当課長の言によれば、生活白書と市の部門別計画や基本計画との関係においては、提言や市の方針には値しない。研究成果をまとめたものであって、コミュニティづくりの材料にして頂きたい。議会においてもその活用策について質問がある。

市の生活白書の作成工程で、 2 年前位から市民の意識調査をしている。郊外部の人口減少が起こり、地域社会の構造が大きく変わりつつある。コミュニティづくりのために、白書活用の見える化をするために深掘りの調査をしている最中とのこと。

人口集計での資料では、却ってトレンドそのものが見えにくくなるのではないかと。 2 5 0 m メッシュでの細かい対応も 1 8 の区役所毎にボトムダウンで考えたい。

そこで、以下の 2 点の質問 (と) をしました。

オープンデータの民間使用の取り扱い基準を検討しているのか。情報の共有化の仕組みをどのように考えているのか。

現在公開しているポータルサイトを活用し、また民間のシステムエンジニアと共同して、 3 年後を目途にその取り扱い基準も検討している。情報の共有化についても、統計資料も大学機関、とくに横浜国大に専門家が複数おられるので、資料も共有化したい。

1 5 0 の中学校区での「福祉コミュニティ」と言われることが多くなってきたが、このことに対する取り組みはどうか。

この 1 5 0 の中学校単位はまさに連合自治会単位と考えているので、より対応が可能な単位毎としていきたい。

5 . 総括

視察先の 4 箇所では、質問等においても全て丁寧に対応して頂き、厚く御礼を申

し上げます。

最後に4箇所の視察から得た情報の中から、本市の街づくりへの提言を総括的にまとめたいと思います。

- (1) 災害時要援護者支援条例については、神戸市での上程が議員提案条例であったとしても、西宮市においては市当局案として作成の時機にきていると思います。問題は実際の災害時での有用性を得、有効なシステムになり得るか、その1点を中心に作成・検討されることを望みたいと思います。
- (2) ビッグデータについては、その活用策の検討がされ始めたばかりですが、今後の使用を臆することなく、戦略的に行政分野から1つでもピックアップして、試行的にでも事例研究を深めてもらいたいと考えます。法的な規制問題も視野に入れながら、この分野は飛躍的に発展することも考えられることから、ワーキングチームを設置してはどうか。
- (3) 消防行政については、とりわけ進む高齢社会に対応し、手話等の取得や鳥取県議会での最近の動きが急であり、これらに対応する行政の必要があると感じます。
- (4) 横浜市の市民生活白書の担当課では、オープンデータの取り扱い基準について3年後を目途に作成することを考えられており、本市においてもこの部署がより適切かは別問題としても、これについても検討をしていただければと思います。

以 上